

安心ガイドブック



高齢者の皆様が安心して暮らせる小山市を目指した
地域包括ケアハンドブックです

小山市
(2023年度版)

地域包括ケアの
実現に向けて

1

元気を活用
生きがいづくり

3

いつまでも元気で
暮らすために

4

介護が
必要になったら

8

介護保険以外の
福祉サービス

55

在宅医療に
ついて

62

認知症かなと
思ったら

63

高齢者の権利擁護
について

75

高齢者の相談窓口
について

78



小山市では、「地域包括ケア」の実現を目指し、高齢者の皆様一人ひとりが、その状況に合わせて、様々な支援を切れ目なく受けられる地域づくりに努めています。

「いくつになっても笑顔で住み慣れたこのまちで暮らしたい」これは市民の皆様の共通の願いです。

このガイドブックには、元気な高齢者の介護予防・生きがいづくりの取組から、介護が必要になった時のサービスについてまで、幅広い情報を掲載させていただいています。

住み慣れたこの小山市で自分らしく豊かな人生を送れるよう、本冊子をご活用いただくと幸いです。



目 次

1. 地域包括ケアの実現に向けて

- ◆地域包括ケアシステムってなかに 1
- ◆みんなで支え合える地域づくりのために 2
 - ①生活支援体制整備事業と生活支援コーディネーター
 - ②地域の支え合いの活動を支援する制度『小山市見守り・支え合い推進補助金』

2. 元気を活用、生きがいづくり

- ◆仲間との集いの場を見つけたい 3
 - ①小山市老人クラブ連合会（思桜会）
 - ②ふれあい健康センター
- ◆技能やキャリアを活かしたい 3
 - ①シルバー人材センター事業

3. いつまでも元気で暮らすために

- ◆介護予防の取組 4
 - ①シニア元気あっぷ塾
 - ②いきいき百歳体操
 - ③介護予防トレーニング
 - ④いきいきふれあい事業
- ◆介護予防活動を支援する制度 7
 - ①地域介護予防等支援補助金
 - ②介護ボランティア支援事業

4. 介護が必要になったら

- ◆介護保険制度の仕組み 8
 - ①介護保険制度とは
 - ②介護保険に加入する人は
 - ③介護保険料の納め方
- ◆介護サービス利用の流れ 11
 - ①サービスを利用するために（その1）
 - ②サービスを利用するために（その2）
 - ③ケアマネジャーを選ぶには
- ◆介護サービスの種類 18
 - ①介護保険で利用できる給付サービス・サービス事業【在宅編】
 - ②介護保険で利用できる給付サービス【施設編】
- ◆介護サービスを利用するときの自己負担 48
- ◆利用負担を軽減する制度 50
 - ①介高額介護（予防）サービス費
 - ②高額医療合算介護（予防）サービス費
 - ③介護保険負担限度額認定
 - ④社会福祉法人等による利用者負担の軽減
 - ⑤小山市居宅サービス利用者負担助成事業

5. 介護保険以外の福祉サービス

- ◆介護保険を使わずに生活支援を受けられるサービス 55
 - ①配食サービス
 - ②軽度生活援助事業
 - ③寝具洗濯乾燥消毒サービス
 - ④医療機関への移送サービス
 - ⑤短期入所事業（ショートステイ）
 - ⑥日常生活用具の給付・貸与
- ◆高齢者一般向け助成制度 58
 - ①緊急通報装置の貸与
 - ②老人性白内障特殊眼鏡等購入費助成金
 - ③はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術費助成券
 - ④シルバーカー購入費助成金
- ◆在宅で介護をする方への助成制度 60
 - ①在宅ねたきり老人等介護手当
 - ②在宅ねたきり老人等紙おむつ券

6. 在宅医療について

- ◆在宅医療をはじめたいと思ったら 62
 - ①在宅医療ってなあに？
 - ②在宅医療を受けるためには

7. 認知症かなと思ったら

- ◆認知症に関する相談・認知症の方を支える家族への支援 63
 - ①認知症（医療・介護）相談事業
 - ②認知症初期集中支援チーム
 - ③認知症地域支援推進員をご存知ですか？
 - ④認知症カフェ（オレンジカフェ）
 - ⑤認知症予防教室
 - ⑥もの忘れ相談会
 - ⑦タッチパネルでもの忘れチェック
 - 《自分で出来る認知症気づきチェックリスト》
 - ⑧認知症ケアパスについて
- ◆認知症の方が安心して生活を送れるために 72
 - ①徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業
 - ②徘徊高齢者等賠償責任保険加入支援事業
 - ③徘徊高齢者見守りシール交付事業
 - ④徘徊高齢者探索機器利用費助成

8. 高齢者の権利擁護について

- ◆高齢者の方が安心して生活を送れるために 75
 - ①成年後見制度利用支援事業
 - ②高齢者虐待について

9. 高齢者の相談窓口について

- ◆高齢者サポートセンター 78

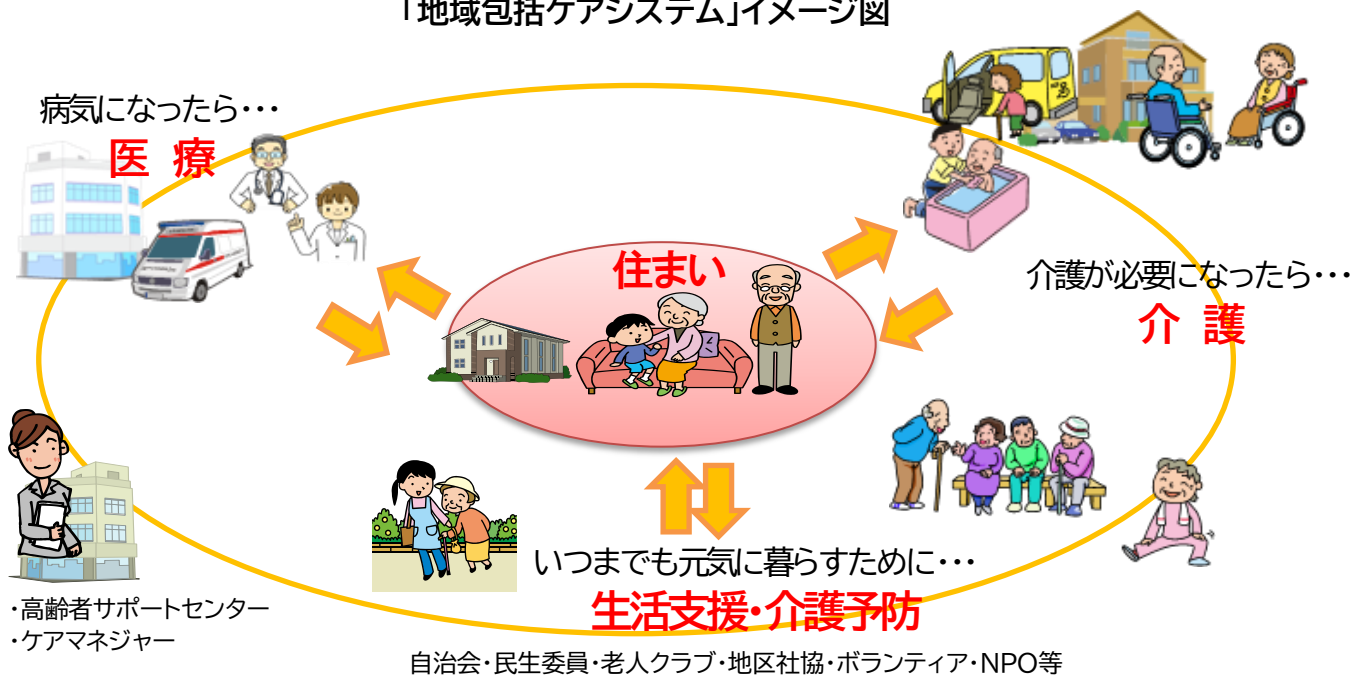
1. 地域包括ケアの実現に向けて

◆ 地域包括ケアシステムってなあに

「地域包括ケアシステム」とは、全ての高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される体制のことです。

この体制の実現のためには、自助(介護予防への取組や健康寿命を伸ばすなどの自分自身のケア)、互助(家族や親戚、地域での支え合い)、共助(介護保険・医療保険サービスなどの利用)、公助(生活保護支給等の行政サービス)という考えに基づき、地域住民・介護事業者・医療機関・自治会・ボランティア団体などが一体となって地域全体で取り組むことが求められています。

「地域包括ケアシステム」イメージ図



「地域包括ケアシステム植木鉢モデル」の解説

「地域包括ケアシステム植木鉢モデル」



「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」の3枚の葉が、専門職によるサービス提供として表現され、その機能を十分に発揮するための前提として、「介護予防・生活支援」や「すまいとすまい方」が基本になるとともに、これらの要素が相互に関係しながら、包括的に提供されるあり方の重要性を示しています。

例えば、「すまいとすまい方」を地域での生活の基盤をなす「植木鉢」に例えると、それぞれの「住まい」で、生活を構築するための「介護予防・生活支援」は植木鉢に満たされる養分を含んだ「土」と考えることができます。

また、「介護予防・生活支援」という「土」がない(機能しない)ところでは、専門職の提供する「医療」や「介護」「保健・福祉」を植えても、それらは十分な力を発揮することなく、枯れてしまいます。さらに、これらの植木鉢と土、葉は「本人の選択と本人・家族の心構え」の上に成り立っています。

出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(地域包括ケアシステム構築に向けた制度およびサービスのあり方に関する研究事業)、2015年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年より

◆ みんなで支え合える地域づくりのために 地域支援係 22-9616

① 生活支援体制整備事業と生活支援コーディネーター

生活支援体制整備事業は、平成 27(2015)年の介護保険法改正でスタートしました。市町村の日常生活圏域※ごとに「生活支援コーディネーター」と「協議体」を配置して、地域住民の互助による助け合い活動を進めることで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを行うものです。

※小山市は、「小山」「大谷」「間々田」「生井」「寒川」「豊田」「中」「穂積」「桑」「絹」の 10 圏域としています。

《小山市の生活支援コーディネーター》

●小山市全域を担当（第 1 層）小山市社会福祉協議会に配置しています。

●日常生活圏域を担当(第 2 層) 各高齢者サポートセンターに配置しています。

市全域を担当する第 1 層生活支援コーディネーター、各日常生活圏域を担当する第 2 層生活支援コーディネーターは、勉強会の開催や地域で取り組むべきことなどを一緒に考える話し合いの場(協議体)を設けながら、介護保険などの公的なサービスではサポートできないようなちょっとした日常生活の困りごとに対し、支え合いの仕組みを作るお手伝いをします。

※活動に関する相談や他の地域の取組について情報がほしい場合には、お住まいの地域を担当している高齢者サポートセンターに配置されている生活支援コーディネーターにご相談ください。

(担当地域はP79 をご確認ください)

② 地域の支え合いの活動を支援する制度「小山市見守り・支え合い推進補助金」

【目的】

地域の日常的な見守り・支え合いの体制づくりを推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的とし、地域における見守り・支え合い活動を実施していただける自治会に対して、必要な経費の一部を補助します。

【交付対象】

見守り・支え合い活動の中心となる方※を選び、活動に取り組んでいただける自治会。

※人数や役職の有無、年齢等は問いません。自治会の実情に応じて決めていただいて結構です。

【対象となる活動】

- (1)見守り・支え合い体制の整備
- (2)支援を必要とする方に対し、日常的に生活の状況を見守る活動
- (3)日常生活を支え合うための活動
例:ゴミ出し、庭の草取り、電球交換、障子の張替え、買い物等々

【補助額】

初年度	上限 50,000 円/年度
翌年度以降	上限 30,000 円/年度

【用途】

会議資料や活動記録、チラシなどのコピー代、活動に必要な消耗品、電話代、会議のお茶代等。その他、詳細は申請時にご相談ください。

【申請期間・方法】

4 月～12月に、「小山市見守り・支え合い推進補助金交付申請書」を高齡生きがい課にご提出ください。年度ごとに申請が必要です。

申請に必要な書類や手引きは、市ホームページよりダウンロードできます。

2. 元気を活用、生きがいづくり

まだまだ元気なシニアの方向けに、生きがいづくりのサポートを実施しています。

◆仲間との集いの場を見つけたい

生きがい推進係 22-9617

① 小山市老人クラブ連合会しおうかい(思桜会)

市内で約 105クラブ、約3,500 人が加入し、スポーツや趣味、教養活動、社会奉仕活動を行っています。

おおむね 60 歳以上の方が入会できます。市では単位クラブ(自治会単位の老人クラブ)活動や友愛サロン、シニア健康ウォーキングの会への補助金を交付し、活性化を図っています。



② ふれあい健康センター

入浴施設や通所施設を備え、さまざまな相談にも応じています。施設では、スポーツに娯楽、講座、サークル活動、会議スペース等、用途に応じた部屋、設備をご利用できます。

ふれあい健康センター

所在地	小山市外城 546
電話	30-3700
入館料	市内 60 歳以上の方 100 円
休館日	毎週月曜日、年末年始等
ホームページアドレス	https://www.sensinkai.or.jp/fureai/



◆技能やキャリアを活かしたい

生きがい推進係 22-9617

① シルバー人材センター事業

おおむね 60 歳以上の高齢者の方を対象に、技術・能力・経験を活かした働く場所を提供します。

公益社団法人 小山市シルバー人材センター

所在地	小山市東城南 5-15-8
電話	28-4130
ホームページアドレス	https://webc.sjc.ne.jp/oyama/index

3.いつまでも元気で暮らすために

◆介護予防の取組

地域支援係 22-9616

①シニア元気あっぷ塾

おおむね 65 歳以上で運動制限がない方を対象とした、筋肉を鍛える運動を中心としたトレーニングです。

文化センター、勤労青少年ホーム、マルベリー館、しらさぎ館等で実施しています。

- 自宅でも実践できるよう、立位および椅子やマットを使った運動を基本としています。
- 1回のトレーニングは1時間半です。
- 運動の基礎知識を学んだ市民ボランティア(サポーターきりり会)が各会場の体操指導を行っています。

【服装・持ち物】

動きやすい服装、室内用運動靴、飲み物、ストレッチマット、スポーツタオル

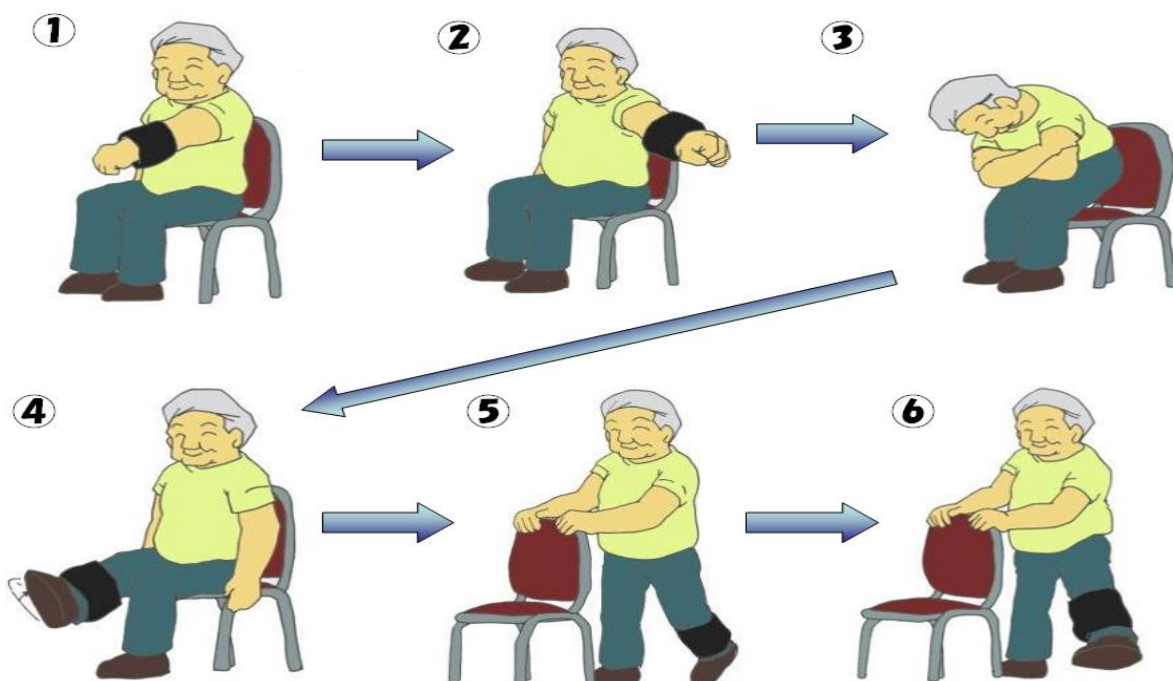


②いきいき百歳体操

「重り」を手首や足首に着けてゆっくりと手足を動かし、無理なく効果的に筋力をつける体操です。

身近な場所で、地域の皆さんと一緒に楽しく続けることで、閉じこもりや認知症予防の効果もあります。

- まずは体験したい！という方は「おやま・まちづくり出前講座」にお申込みいただき、教室の内容・日時・場所等をご相談ください。
- 継続して体操の実施を希望される団体の方には、体操指導の講師派遣(4回)、重りの無料貸し出し等があります。
- 高齢生きがい課窓口にて「いきいき百歳体操DVD」を販売しています。(100円/枚)



③介護予防トレーニング

65歳以上の方で運動制限がない方を対象に、セラバンド(チューブ)等を使ったトレーニングを行うことで、皆様の健康づくりや介護予防に役立てていただき、なおかつ日常生活で運動習慣をつけるきっかけづくりを行ないます。市内3か所の会場で開催します。(各コース定員20名)

【コース】

【スケジュール】

4月～7月 小山市立生涯学習センター
(申込終了)
8月～10月 間々田市民交流センター
12月～2月 桑市民交流センター

回数	内容
1回目	オリエンテーション、体力測定
2回目以降	自重での筋力トレーニング
12回目	体力測定

参加費・回数	500円/コース・1コースにつき12回
服装・持ち物	室内用運動靴、飲み物、タオル、筆記用具等 その他必要なものは申込みの後にご案内します。
申込み	高齢生きがい課窓口もしくはお電話でお申し込みください。

④いきいきふれあい事業

おおむね65歳以上の方を対象に、地域の公民館等に集まり、小物づくりや体操、踊り、カラオケなどの介護予防のための活動を行う事業です。

市内31か所の会場で、1～3回/週、もしくは1～2回/月程度、概ね10時～12時に実施しています。

各いきいきふれあいセンターの活動日、開催場所はP6でご確認ください。

- 各いきいきふれあいセンターの実施・運営は自治会長・民生委員児童委員・健康推進員等、地域の皆様に運営していただいています。

利用料	50～100円程度/回(必要時、材料費)
-----	----------------------

活動を休止している場合があります。活動状況については、お問合せください。



【 いきいきふれあいセンター 一覧 】

●本館(週1~3回開催)

NO	名称	所在地	開催曜日
1	みつわ	花垣町公民館(花垣町 1-13-34)	水
2	あゆみ	小山第一小学校 北校舎(宮本町 1-3-1)	火・木・金
3	ままだ	間々田市民交流センター(間々田 1960-1)	木
4	いこい	勤労青少年ホーム 小体育館(犬塚 3-1-2)	火
5	桑	えいぶるの里 跡地(荒井 56-1)	月
6	きぬ	中福良公民館(福良 2163)	水/第1・3金曜
7	とよだ	豊田中学校給食室西(松沼 397)	金
8	おおや	コマツ集会所(雨ヶ谷 831)	月
9	えきなん	あさひ公園管理事務所(駅南町 5-6-3)	水・土
10	城南	城南市民交流センター(東城南 4-1-12)	水
11	おとめ	小川家住宅(乙女 3-15-21)	火
12	あじさい	鹿島向原自治会城北集会所(城北 1-7-29)	金
13	えきひがし	駅東公園管理事務所(駅東通り 2-25-23)	金
14	みなみ	認定おおやこども園(東野田 2130-1)	水
15	寒川	旧寒川集会所(寒川 1562-6)	木
16	あけぼの	通宿公民館(神鳥谷 5-11-4)	火
17	さくら	中公民館うずま館(下河原田 864)	木
18	ほづみ	穂積公民館(萩島 61)	金
19	ひがし	東黒田集落センター(東黒田 233)	金
20	なまい	旧生井公民館(生良 412-1)	火
21	おもい川	黒本農業構造改善センター(黒本 142)	水
22	しんめい	神明町公民館(神明町 1-178)	木
23	平和	平和公民館(平和 225)	水

●分館(月1~2回開催)

24	いなほ	新倉公民館(卒島 787)	第3水曜
25	萱橋	萱橋公民館(萱橋 837-1)	第1・3金曜
26	栗宮	栗宮中央公民館(栗宮 1452)	第1・3土曜
27	つかざき	塚崎公民館(塚崎 772-4)	第2土曜
28	梁	下梁公民館(梁 184)	第1・3火曜
29	はねかわ	羽川公民館(羽川 429-1)	第1・3木曜
30	羽西	扶桑公民館(扶桑 1-14-18)	第2・4金曜
31	いそのみや	磯之宮公民館(乙女 714-466)	第2・3金曜

①地域介護予防等支援補助金**【目的】**

市民主体で結成された、介護予防および介護予防支援・生活支援に取り組む団体の立ち上げ・運営に必要な経費の一部を補助することにより、高齢者の社会参加や生きがい活動の推進を図ります。

【対象】

(1) もしくは(2)に該当し、(3)～(6)のいずれにも該当する団体とします。

- (1) 月 2 回以上補助対象活動を行う、市内在住の 65 歳以上の高齢者を含む 5 人以上の団体。
- (2) 市内在住の 65 歳以上の高齢者に対し、月 2 回以上介護予防支援活動を行う団体。
- (3) 地域に対しオープンな活動ができる団体。
- (4) 行政や高齢者サポートセンターと共働できる団体。
- (5) 市内に活動拠点があり国・県または市からの補助金・負担金等を受けていない団体。
- (6) 営利活動を目的としない団体。

【対象となる活動】

介護予防体操、認知症予防、栄養改善、生活支援に関する活動、その他高齢者の介護予防に役立つ活動など。

【補助額】

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 初年度 | 上限 50,000 円/年度(結成月から 1 年間まで) |
| 2 年目・3 年目 | 上限 20,000 円/年度 |
| 4 年目以降 | 上限 10,000 円/年度(補助を希望し、市が適当と認めた団体) |

【申請先】

申請に必要な書類等は、高齢生きがい課地域支援係にお問い合わせ下さい。

②介護ボランティア支援事業**【目的】**

ボランティアを実施することで、健康増進・介護予防を図ることを目的としています。

【対象者】

以下の要件のすべてを満たす方が対象で、あらかじめ本制度に登録をしていただく必要があります。

- (1) 小山市の介護保険の第 1 号被保険者(65 歳以上)および第 2 号被保険者(40 歳以上 64 歳以下)で、要支援・要介護の認定を受けていない方。
- (2) ボランティア団体に所属し、ボランティア活動をする方。
- (3) 転換品の贈呈に関しては、介護保険料および市税の未納・滞納がない方。

【対象となる活動】

いきいきふれあい事業でのボランティアおよび、その他登録団体でのボランティア活動。

【介護ボランティアポイントの付与】

- 1 回 1 時間の活動に対し、1 ポイントを付与します。
(1 日 2 ポイントを限度、複数個所でポイントを得た場合も同様です。)

【転換品の贈呈】

4 月から翌 3 月末までの介護ボランティアポイントは、翌年度に本人の申請に基づき転換品に換えることができます。

転換品は「道の駅思川」で利用できる商品券になります。10 ポイントごとに 1,000 円に換算し、年間 50 ポイントの活動で 5,000 円が限度額になります。

4. 介護が必要になったら

◆ 介護保険制度の仕組み

高齢支援係 22-9541

① 介護保険制度とは

介護保険制度は、介護が必要となっても安心して暮らせるよう、介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に創設されました。

介護保険は、40歳以上の市民の皆様全員が保険料を負担し、介護を必要とされる方やその家族が抱えている介護の不安や負担を社会全体で支え合うためにつくられた制度です。



市民の皆様(被保険者)

介護保険料の納付
要介護認定の申請

サービス費用の
一部支払い
(1割~3割)

介護保険証の交付

サービスの提供

小山市(保険者)

サービス費用の請求
(7割~9割)

介護サービス事業所



サービス費用の支払い



②介護保険に加入する人は

65 歳以上の方(第 1 号被保険者)

介護や支援が必要であると認定された方が介護サービスを利用することができます。
(認定を受けるためには、要介護認定の申請手続きが必要です)
「介護保険被保険者証」は、誕生日の前月末に交付されます。

40～64 歳の方(第 2 号被保険者)

一定の疾病(特定疾病)※により、介護や支援が必要であると認定された方が介護サービスを利用することができます。
「介護保険被保険者証」は、要介護認定を受けた方のみ交付されます。

※特定疾病の一例:がん、関節リウマチ、パーキンソン病、初老期の認知症、
脳血管疾患等の 16 の疾病(P12参照)

「介護保険被保険者証」は大切にしてください



❖介護保険被保険者証(ピンク色・三つ折り)

(一)		(二)		(三)		
介護保険被保険者証		要介護状態区分等		内容	期間	
番号		認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)		開始年月日	開始年月日	
住所		認定の有効期間		終了年月日	終了年月日	
フリガナ		居宅サービス等				
氏名		サービスの種類				
生年月日						
交付年月日						
保険者番号並びに保険者の名称及び印	092080 栃木県小山市中央町1丁目1番1号 ☎ 0285(22)9541 (22)9542 小山市	の意見及びサービスの種類の指定		介護保険施設等	届出年月日	
				種類	入所等年月日 年 月 日	
				名称	退所等年月日 年 月 日	
				種類	入所等年月日 年 月 日	
				名称	退所等年月日 年 月 日	

要支援 1・2
要介護 1～5 の結果が記載されます！

認定有効期間が記載されます！

介護認定審査において、要介護度が決定後、翌日以降に「介護保険被保険者証」が郵送されます。介護認定の有効期間は、新規に申請された場合は原則 6 か月ですが、2 回目以降の認定の場合、状態に応じて 3 か月～48 か月となります。

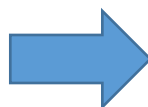
③介護保険料の納め方

介護保険料の納付方法には、2通りの方法があります。

「普通徴収」(納付書または口座振替)または**「特別徴収」**(年金からの差し引き)

基本的には特別徴収により納付いただきますが、次の①～③のいずれかに該当する方は、納付書または口座振替により納付いただきます。

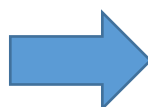
- ① 当該年度の途中で65歳になった方
- ② 当該年度の途中で小山市に転入した方
- ③ 年金を受給されている方で年額が18万円に満たない方
または年金を受給していない方



●普通徴収

納付書または口座振替により、保険料を納付していただきます。

年額18万円以上の年金(老齢年金・退職年金・障害年金・遺族年金)を受給されている方



●特別徴収

保険料が年金から差し引かれます。

①②に該当する方で年額18万円以上の年金を受給されている方は、一定期間後、普通徴収から特別徴収に切り替わります。
(改めて通知が届きます。)

納付方法は**特別徴収が優先**となっているため、ご本人の希望により納付方法を変更することはできません。

！ 保険料の納め忘れに注意しましょう ！

保険料を滞納している方がサービスを利用する場合は、保険料を納付している方との公平性を確保するため制限がかかります。

- ✓ 1年以上の滞納の場合・・・一旦サービス費用の全額を支払っていただいた上で、市に申請して保険給付費分(費用の9割、8割または7割)の払い戻しを受けます。
- ✓ 1年6か月以上の滞納の場合・・・滞納している保険料の額を給付される金額から差し引かれることがあります。
- ✓ 2年以上の滞納の場合・・・滞納していた期間に応じて一定期間、給付額がサービスの7割に引き下げられるほか、高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

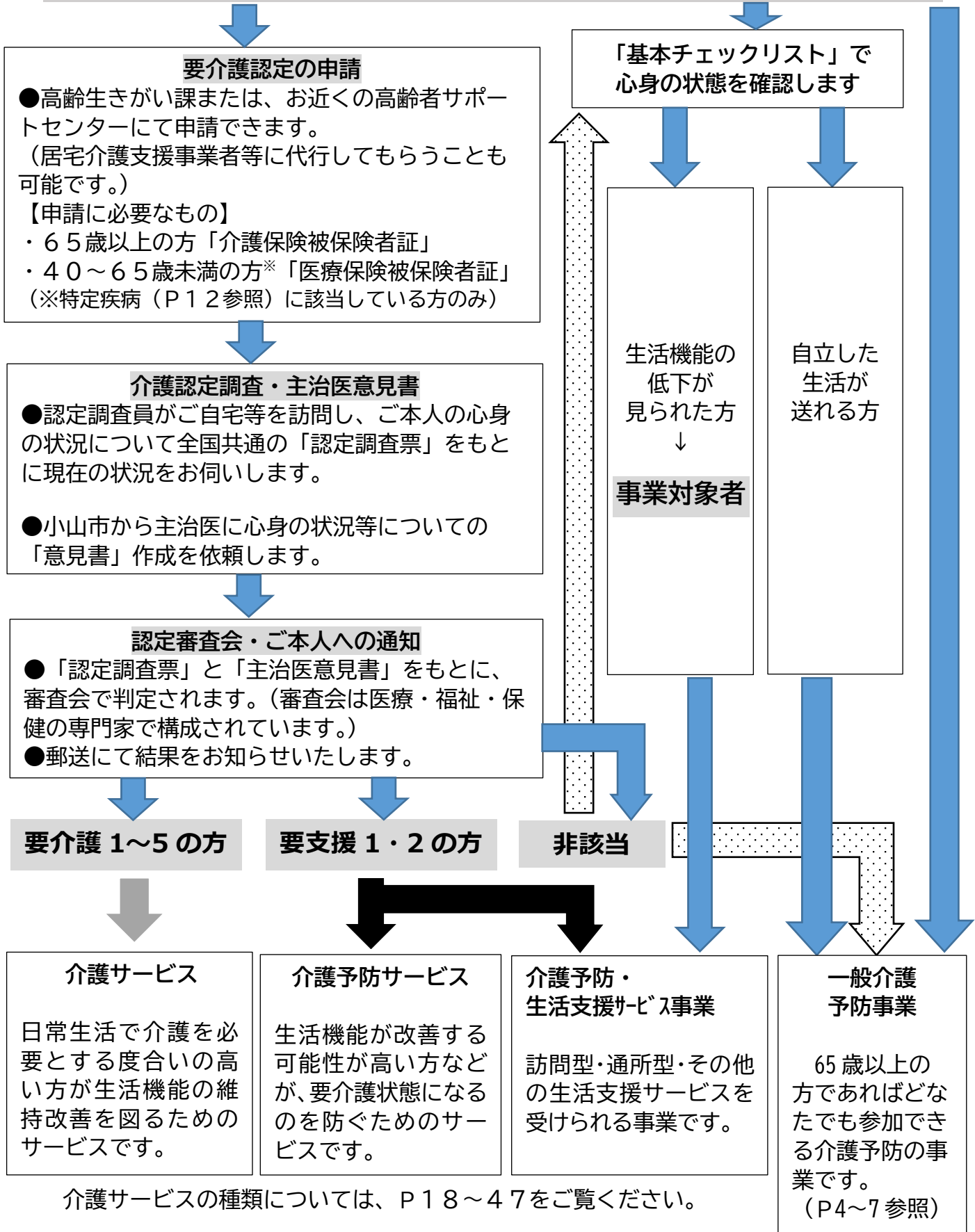
※利用者負担割合が3割の方は、給付額は6割(利用者負担は4割)となります。

◆介護サービス利用の流れ

認定審査係 22-9542

①介護サービスを利用するために（その1）

介護が必要と感じたら、
 高齢生きがい課や高齢者サポートセンター（P79）にご相談ください。
 ～状態や希望するサービス等についてお聞かせください～



特定疾病ってなあに？

ポイント

- がん
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症(アルツハイマー病、脳血管性認知症等)
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症(ウェルナー症候群等)
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管性疾患(脳出血、脳梗塞等)
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息等)
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- パーキンソン病関連疾患



認定区分の有効期間はあるの？

ポイント

「介護認定区分」や「事業対象者」の認定には有効期間があります。

介護認定区分		原則の有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
要介護 1～5 要支援 1・2	新規申請 変更申請	6 か月	3 か月～12 か月
	更新申請	12 か月	3 か月～48 か月
事業対象者	新規・更新	12 か月	

②介護サービスを利用するために(その2)

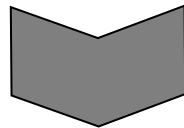
「要介護認定」や「基本チェックリスト」の結果が届いたら、サービス利用をするために「ケアプラン(介護予防プラン)」を作成する必要があります。

❖「事業対象者」「要支援1・要支援2」の方

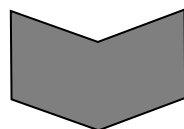
高齢者サポートセンター(P79)が「介護予防プラン」を作成

ご本人の状態にあった目標を設定し、介護予防のためのサービスを盛り込んだ「介護予防プラン」を作成します。「介護予防プラン」は、高齢者サポートセンターが居宅介護支援事業所のケアマネジャーに委託して作成する場合があります。

※特定施設入居者生活介護、小規模多機能居宅介護等サービスの種類によってはこの限りではありませんので、高齢生きがい課、高齢者サポートセンターまたはご利用される事業所にご確認ください。



介護サービス事業者との契約・利用の決定



作成した「介護予防プラン」に沿ったサービスの利用



「介護予防プラン」の評価・見直し

一定期間、サービスを利用した後、介護予防の効果を判定し、利用するサービス内容が見直されます。

❁「要介護1から5」の方

在宅生活の継続を希望される場合

居宅介護支援事業所の 選定と契約

初回の認定結果通知に「居宅介護支援事業所一覧」を同封しています。その他の場合で必要な方は、高齢生きがい課へご連絡ください。

「ケアプラン」の作成

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、ご利用者の希望や状況に応じた「ケアプラン」を作成します。

介護サービス事業者と契約後
サービス利用が開始となります

「ケアプラン」の評価・見直し

サービスを利用した後、サービスの実施状況から利用者の状況を再評価し、利用するサービス内容が見直されます。

施設入所を希望される場合

入所したい施設に相談

直接、施設に入所の申し込みをお願いします。

施設と契約し入所

施設からサービス内容や契約内容について、説明を受け、よく検討してください。
「ケアプラン」は施設で作成します。

施設入所が出来るかどうかの判定は、各施設で行っています。

施設入所の順番は、「要介護度」「家族の状況」などの介護の状況を総合して判断します。

※ ケアマネジャーは、ご利用者の状況に合わせて「ケアプラン」を変更します。

③居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)を選ぶには

ケアマネジャー(介護支援専門員)の事業所を「居宅介護支援事業所」といい、要介護の認定を受けた方は、次ページの「居宅介護支援事業所一覧」から「ケアプラン」を作成してもらう事業所を選びます。

要支援の認定を受けた方は、お住まいの地域を担当する「高齢者サポートセンター」(P79参照)の職員が、「介護予防プラン」作成のお手伝いをします。

ケアマネジャーの事業所の選び方を幾つか例示しますが、決まりはありませんので、ご本人やご家族の状況に合わせて、ご希望の事業所を選んでください。

❖ケアマネジャーの事業所の選び方(例)

①地域(距離・住まい)から選ぶ

相談したい時や何か困ったことがあった時に、すぐ対応してもらえる距離にケアマネジャーがいれば、在宅生活を安心して送ることが出来ます。

また、住んでいる地域の情報をよく分かっているという点でも安心です。

②事業所を開設する法人の特性から選ぶ

開設者は、社会福祉法人、医療法人、会社組織、NPO法人などがあります。それぞれの法人が運営する他の事業、介護サービス、施設などから、事業所の特性を考慮して選ぶこともできます。

③ケアマネジャーの得意分野や人柄から選ぶ

ケアマネジャーは、「保健・福祉・医療」の分野で経験を積んだ専門家ですが、看護師、保健師、社会福祉士、介護福祉士など、それぞれの経験の内容には違いがあります。

また、人と人のお付き合いなので、やはり人柄が信頼できることは大切です。ご本人やご家族と相性が良く、リラックスして話ができれば、安心して相談ができます。

※ケアマネジャーの事業所は、一度決めると変えられないというわけではありません。

必要に応じて別の事業所に変更することもできます。

また、希望する事業所に所属する特定のケアマネジャーを指名することは出来ませんので、ご理解ください。

●居宅介護支援事業所一覧

※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	営業日	営業時間 ・受付時間
ケアサービス大沼	30-2941	323-0012 小山市羽川 11 番地 1	株式会社 ケアサービス大沼	月～金曜日 (12/30～1/3 除く)	8:30～17:30
ふれんど小山居宅介護支援センター	37-7402	323-0012 小山市羽川 524 番地 2	株式会社フレンド	月～土曜日(祝日、8/14～ 15、12/30～1/3 除く)	8:30～17:15
サンフレンズ小山	37-6201	323-0012 小山市羽川 76 番地	株式会社太陽	月～金曜日 (祝日、12/31～1/3 除く)	9:00～18:00
なないろ在宅ケアプラン	37-9831	323-0012 小山市羽川 313 番地 21	株式会社ナラティブ	月～金曜日 (12/30～1/3 除く)	8:30～17:30
コープ福祉介護相談センター喜沢	38-7905	323-0014 小山市喜沢 1475 番地 98	社会福祉法人 ふれあいコープ	月～金曜日 (12/30～1/3 除く)	8:30～17:30
アシスト・ケア小山	23-9516	323-0014 小山市喜沢 23 番地 18	株式会社アシスト・ケア	月～金曜日(8/13～15、 12/30～1/3 除く)	9:00～17:00
在宅介護支援センターおもいがわ	30-5357	323-0014 小山市喜沢 660 番地	医療法人朝日会	月～土曜日 (祝日、12/30～1/3 除く)	9:00～18:30 (土)は～17:30
居宅介護支援事業所わくわくおやま	39-6611	323-0022 小山市駅東通り三丁目 9 番 6 号	医療法人アスムス	月～金曜日(祝日、8/14～ 17、12/29～1/3 除く)	8:30～17:30
小山市社会福祉協議会 小山市在宅介護支援センター	22-9268	323-0023 小山市中央町 2 丁目 2 番 21 号 旧保健・福祉センター内	社会福祉法人 小山市社会福祉協議会	月～金曜日 (12/29～1/3 除く)	8:30～17:15
居宅介護支援事業所なんでも相談室	38-6007	323-0023 小山市中央町二丁目 10 番 18 号 グリーンミュキ小山 101	株式会社 コミュニティー研究所	月～金曜日(祝日、8/14～ 17、12/29～1/3 除く)	8:30～17:30
小山市在宅介護支援センター博愛	25-8901	323-0025 小山市城山町二丁目 7 番 18 号	医療法人博愛会	月～土曜日 (祝日、12/30～1/3 除く)	8:30～17:30
居宅介護支援事業所春風	37-6317	323-0028 小山市若木町1丁目1番2号	医療法人社団友志会	月～土曜日 (12/31～1/3 除く)	8:30～17:30
居宅介護支援事業所サンテヌ	21-7739	323-0031 小山市八幡町二丁目 7 番 22 号	医療法人敬愛会	月～金曜日 (祝日、1/1～1/3 除く)	9:00～16:00
SOMPOケア小山居宅介護支援	21-0177	323-0032 小山市天神町一丁目 4 番 31 号 前沢第 3 ビル 2 階南室	SOMPO ケア株式会社	月～金曜日 (祝日、12/29～1/3 除く)	9:00～18:00
ニチイケアセンターおやま	30-5620	323-0034 小山市神鳥谷二丁目 13 番 14 号	株式会社ニチイ学館	月～金曜日 (祝日、12/30～1/3 除く)	9:00～18:00
有限会社ニーズ	30-5081	323-0034 小山市神鳥谷六丁目 8 番 23 号	有限会社ニーズ	月～金曜日 (8/15、12/30～1/3 除く)	9:00～17:00
介護老人保健施設さくら野	37-6220	323-0061 小山市卒島 110 番地	医療法人さくら会	月～土曜日 (祝日、12/29～1/3 除く)	8:30～17:30
ゆうゆうケアステーション びわの里ケアプランセンター	32-1070	323-0062 小山市立木 710 番地 1	株式会社 ユーユーワールド	月～金曜日	8:30～17:30
在宅介護支援センター富士見荘	38-3233	323-0063 小山市上石塚 5 番地	社会福祉法人薫風会	月～土曜日 (12/31～1/3 除く)	8:00～17:00
きぬの里在宅介護支援センター	49-3637	323-0154 小山市高椅 132 番地 1	社会福祉法人くすの木会	月～金曜日 (12/31～1/3 除く)	8:30～17:30
居宅介護支援事業所 WAKI愛愛	39-8181	323-0806 小山市中久喜 1116 番地	医療法人 小山すぎの木クリニック	月～金曜日 (祝日、お盆、年末年始除く)	8:00～17:00
しょうし苑在宅介護支援センター	21-2582	323-0806 小山市中久喜 1273 番地 1	社会福祉法人小山清風会	月～土曜日 (12/30～1/3 除く)	8:30～17:30
あじさい介護相談センター	39-7731	323-0807 小山市城東一丁目 8 番 9 号	特定非営利活動法人 あじさい	月～金曜日 (12/29～1/3 除く)	9:00～17:00
株式会社ケアネット小山サービスセンター	23-8577	323-0807 小山市城東五丁目 8 番 10 号	株式会社ケアネット	月～金曜日 (祝日、12/29～1/3 除く)	9:00～17:00
サンフラワーライフ	22-6644	323-0808 小山市出井 1938 番地	社会福祉法人洗心会	月～土曜日 (12/31～1/2 除く)	9:00～18:00
小山市在宅介護支援センター絢	25-8201	323-0811 小山市犬塚 62 番地 2	医療法人社団星野会	月～土曜日 (祝日、1/1～1/3 除く)	8:30～17:30
サンスマイル小山	28-3212	323-0811 小山市犬塚六丁目 17 番地 1	株式会社太陽	月～金曜日 (祝日、12/31～1/3 除く)	9:00～18:00

※次ページに続きます。

●居宅介護支援事業所一覧

※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

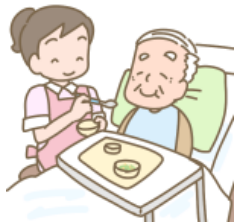
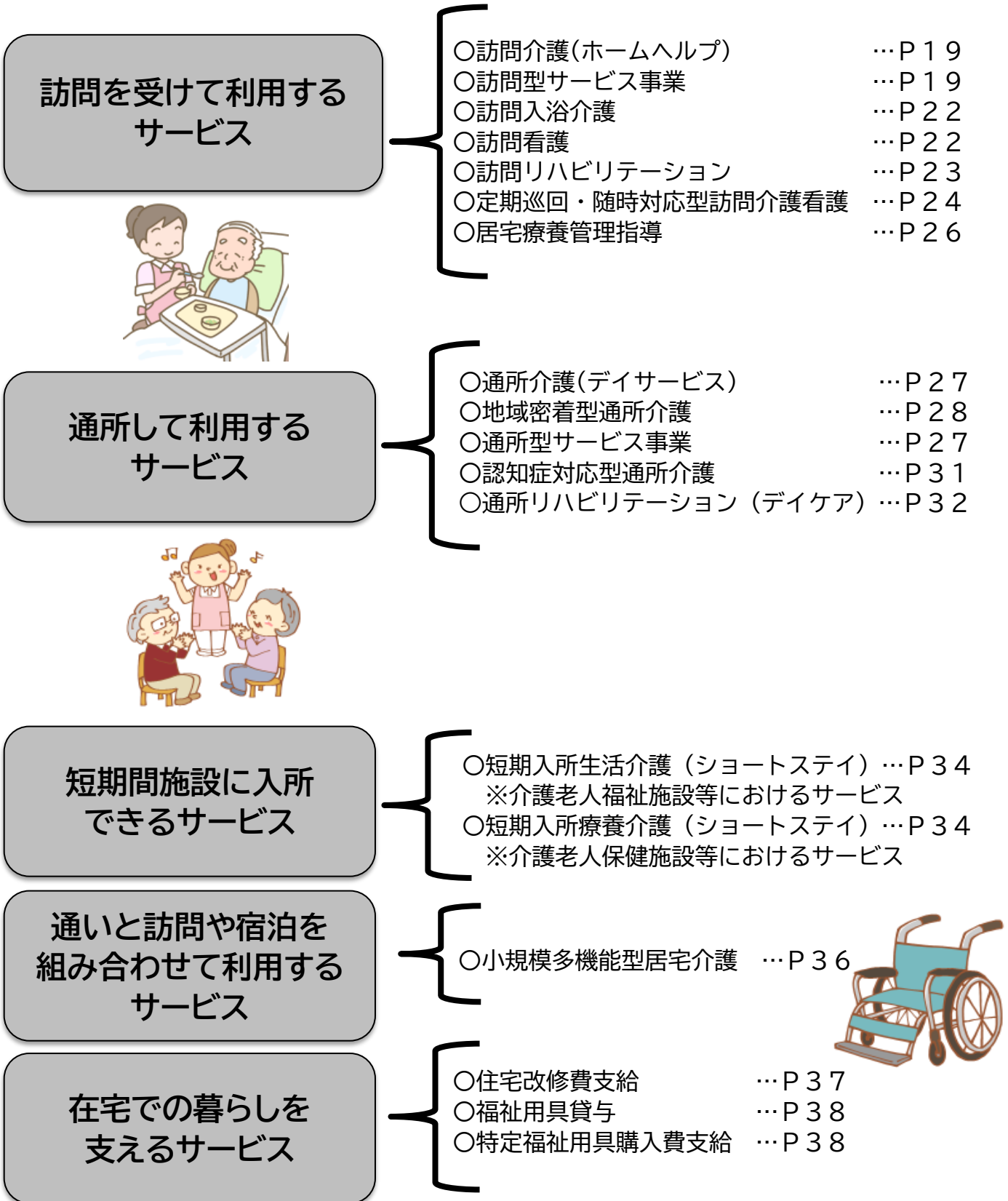
事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	営業日	営業時間 ・受付時間
居宅介護支援事業所このじ	32-6429	323-0812 小山市土塔 254 番地 1	合同会社エーワイ	月～金曜日 (祝日、12/30～1/3 除く)	8:30～17:30
ケアセンター銀の里	28-6260	323-0813 小山市横倉 481 番地 72	特定非営利活動法人 銀の里	月～金曜日(年末年始除く)	9:00～17:00
在宅介護支援センター栗林荘	27-1554	323-0818 小山市塚崎 463 番地 1	社会福祉法人丹緑会	月～金曜日 (12/30～1/3 除く)	8:30～17:30
居宅介護支援事業所 アウスレーゼ西城南	39-7839	323-0820 小山市西城南五丁目 8 番 19 号	医療法人光風会	月～土曜日 (12/31～1/3 除く)	8:30～17:30
ツクイ小山	28-2150	323-0820 小山市西城南四丁目 1 番 19 号	株式会社ツクイ	月～金曜日	8:30～17:30
やさしい手小山居宅介護支援事業所	050-1753- 6380	323-0822 小山市駅南町二丁目 17-2	株式会社やさしい手	月～金曜日 (祝日、12/29～1/3 除く)	9:00～18:00
居宅介護支援事業所にこにこ元気	39-7610	323-0822 小山市駅南町五丁目 12 番 20 号	株式会社 K	月～金曜日	8:30～17:30
居宅介護支援事業所 花笑けあ	37-9758	323-0824 小山市雨ヶ谷新田72番地25 サンハイツ103号室	合同会社KNS	月～金曜日 (祝日、12/30～1/3 除く)	8:30～17:30
社会福祉法人愛和会 居宅介護支援事業所スーパーデイみらい	31-5000	323-0826 小山市雨ヶ谷 814 番地 2	社会福祉法人愛和会	月～金曜日 (祝日、12/31～1/3 除く)	8:30～17:30
在宅介護支援センターあまがや	27-1551	323-0826 小山市雨ヶ谷 824 番地 8	医療法人健寿会	月～土曜日(祝日、5/3～5、 12/30～1/3 除く)	8:30～17:00
県南サポートセンター	25-1129	323-0827 小山市神鳥谷 1012 番地 1 オフィスエム 202 号室	有限会社 県南ライフサポート	月～金曜日 (祝日、12/30～1/3 除く)	8:30～17:30
居宅介護支援事業所おやま	39-8602	323-0827 小山市神鳥谷 2251 番地 7	公益社団法人 栃木県看護協会	月～金曜日(祝日、8/13～ 16、12/29～1/3 除く)	9:00～17:00
ケアパートナー小山 居宅介護支援事業所	31-3670	323-0829 小山市東城南一丁目 7 番地 3 サンリット萩山公園1階	ケアパートナー株式会社	月～土曜日 (12/30～1/3 除く)	8:30～17:30
きずなサポート	37-7785	329-0201 小山市大字粟宮 2383 番地	合同会社えにし	月～金曜日(8/13～16、 12/29～1/3 除く)	9:00～18:00
あいあいケアサービス	41-2131	329-0202 小山市千駄塚 350 番地 1	株式会社アクセス	月～金曜日 (12/29～1/3 除く)	8:30～17:30
在宅介護支援センター穂の香苑	45-1517	329-0205 小山市間々田 1442 番地	社会福祉法人厚生会	月～金曜日(祝日、8/15、 12/30～1/3 除く)	8:30～17:30
彩居宅介護支援事業所	37-7303	329-0205 小山市間々田588番地1	合同会社エヌ・エス	月～金曜日 (祝日、12/30～1/3 除く)	8:30～17:30
在宅介護支援センター晃南	45-6321	329-0214 小山市乙女 795	医療法人光風会	月～土曜日および祝日 (12/30～1/3 除く)	8:30～17:30
居宅介護支援センターほほえみ	41-2123	329-0214 小山市乙女三丁目 27 番 12 号	株式会社ほほえみ倶楽部	月～金曜日(祝日、8/13～ 16、12/30～1/3 除く)	8:30～17:00
居宅介護支援事業所きみほ(玉望)	45-2662	329-0217 小山市南乙女一丁目 16 番地 22	アイム・キミホ株式会社	月～金曜日(祝日、8/13～ 16、12/29～1/3 除く)	8:30～17:30

※要支援認定を受けている方のケアプランは「高齢者サポートセンター」が作成します。
高齢者サポートセンターについては **P79** をご覧ください。

◆介護サービスの種類

高齢支援係 22-9541・地域支援係 22-9616

①介護保険で利用できる給付サービス・サービス事業【在宅編】



訪問介護・訪問型サービス事業

介護福祉士・ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、入浴・食事・排せつ等の身体介護や、調理・洗濯・掃除等の生活援助などを行います。

身体介護

- ・食事や入浴、排泄の介助
- ・洗髪、爪きり、身体清拭
- ・衣類の着脱や体位交換
- ・通院の付き添い など



生活援助

- ・食事の用意、衣類の洗濯や補修、掃除、買い物 など

通院等のための乗車・降車の介助(介護タクシー)

次のようなサービスは、介護保険の対象外です

- ✓ 本人以外の方の部屋の掃除
- ✓ 本人以外の方の食事の用意や洗濯等
- ✓ 庭の草むしり・枝払い・大掃除等

※「生活援助」は、同居の家族がいて、その家族が家事を行える場合には利用できません。ただし、その家族が高齢、疾病等で家事を行うことが難しい場合は、生活援助を利用できる場合があります。

※通院等のための乗車または降車の介助(介護タクシー)は要支援1・2、事業対象者の方は利用が出来ません。

訪問介護

※要介護 1～5の方が利用できます

サービスの利用者負担額の目安(1回あたり)※負担割合が1割の方の場合

(R5年5月現在)

身体介護	生活援助	介護タクシー
20分未満 ⇒ 167円 20分以上30分未満 ⇒ 250円 30分以上1時間未満 ⇒ 396円	20分以上45分未満 ⇒ 183円 45分以上 ⇒ 225円	1回(片道)⇒ 99円 ※運賃等は別途負担となります。

※上記の金額は目安ですので、地域差による金額の違いは考慮しておりません。
また、各種加算を別途算定する場合があります。

訪問型サービス事業

※要支援 1・2、事業対象者の方が利用できます

小山市以外の被保険者の方は各保険者(サービス利用希望者が住民登録されている市区町村)にお問合せください。

サービスの利用者負担額の目安(1回あたり)※負担割合が1割の方の場合

(R5年5月現在)

身体介護	生活援助
週 1 回程度の利用 ⇒ 1,201 円	週 1 回程度の利用 45 分以上 ⇒ 958 円 45 分未満 ⇒ 718 円
週 2 回程度の利用 ⇒ 2,399 円	週 2 回程度の利用 45 分以上 ⇒ 1,914 円 45 分未満 ⇒ 1,435 円
週 2 回を超える利用 ⇒ 3,806 円	週 2 回を超える利用 45 分以上 ⇒ 3,035 円 45 分未満 ⇒ 2,276 円

※上記の金額は目安です。

また、各種加算を別途算定する場合があります。

●訪問介護・訪問型サービス事業所一覧 ※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	営業日	営業時間 ・受付時間	訪問介護	訪問型 サービス 事業
ケアサービス大沼	30-2941	小山市羽川 11 番地 1	株式会社 ケアサービス大沼	年中無休	8:30~17:30	○	○
サンフレンズ小山	37-6581	小山市羽川 76 番地	株式会社太陽	年中無休	9:00~18:00 (24H 対応可能)	○	○
コープヘルパーステーション喜沢	38-7746	小山市喜沢 1475 番地 98	社会福祉法人 ふれあいコープ	月~土曜日 (要望により定休日も 対応)	8:30~17:30 (要望により 時間外も対応可)	○	○
家族の家ひまわり小山 訪問介護事業所	20-3215	小山市駅東通り一丁目 22 番 28 号	株式会社三英堂商事	年中無休	7:00~20:00	○	○
ホームケアみやび	21-5010	小山市宮本町 2 丁目 3 番地 12 号	株式会社みやび	月~土曜日 (12/29~1/3 除く)	9:00~17:00 (24H 対応可能)	○	
ヘルパー事業所おれんじの会	35-1546	小山市城山町 3 丁目 9 番 10 号	合同会社緑GA和	月~金曜日 (8/13~8/16、 12/30~1/3 除く)	8:00~17:00	○	○
友井タクシー介護ステーション ふれあい	30-0840	小山市城山町 2 丁目 12 番 25 号	友井タクシー有限公司	年中無休	24 時間営業 (受付 9:00~18:00)	○	○
ライフサポート palprime	32-6873	小山市城山町 3 丁目 9 番 10 号	アスト・コム・ネ株式会社	月~金曜日 (12/28~1/3 除く)	9:00~17:00	○	
グリーンケア	38-6178	小山市若木町 2 丁目 2 番 24 号	レンジャー株式会社	月~金曜日 (8/13~8/16、12/30 ~1/4 除く)	8:00~17:00	○	
訪問介護ハートランド小山	32-6920	小山市城北六丁目 2 番 7 号	株式会社ワイグッドケア	月~金曜日 (8/13~8/15、 12/30~1/3 除く)	9:00~18:00 (24H 電話対応可)	○	○
SOMPO ケア小山訪問介護	20-5372	小山市天神町一丁目 4 番 31 号 前沢第 3 ビル 2 階南室	SOMPO ケア株式会社	年中無休 ※受付は月~金曜日(祝 日、12/29~1/3 除く)	9:00~18:00	○	○
ケアセンターりぼん	38-6261	小山市神鳥谷一丁目 3 番地 4 号	株式会社りぼん	年中無休 (年末年始を除く)	8:30~17:30	○	○

※次ページに続きます。

●訪問介護・訪問型サービス事業所一覧 ※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	営業日	営業時間 ・受付時間	訪問介護	訪問型 サービス 事業
ニチイケアセンターおやま	30-5620	小山市神鳥谷二丁目13番14号	株式会社ニチイ学館	月～金曜日(ケアプランにより休日でも対応する場合あり)	9:00～18:00(ケアプランにより時間外も対応)	○	○
有限会社ニーズ	30-5081	小山市神鳥谷六丁目8番23号	有限会社ニーズ	年中無休(12/31～1/3 除く。必要時、相談の上サービス提供)	8:00～18:00	○	○
きぬの里ヘルパーステーション	49-3636	小山市高椅132番地1	社会福祉法人くすの木会	年中無休	8:30～17:00 (要望により時間外も対応可)	○	○
ホームヘルパーステーション ラ・カータ	23-0582	小山市中久喜 1273-1	社会福祉法人小山清風会	年中無休 (年末年始を除く)	8:30～17:30	○	○
ニチイケアセンター小山城東	30-6118	小山市城東一丁目6番42号 第3高岩ビル1階	株式会社ニチイ学館	月～金曜日	9:00～18:00	○	○
株式会社ケアネット小山サービス センター	23-8577	小山市城東五丁目8番10号	株式会社ケアネット	年中無休 (12/30～1/3 除く)	9:00～17:00 (要望により時間外も対応可)	○	○
サンフラワーヘルパーステーション	22-6644	小山市出井1938番地	社会福祉法人洗心会	年中無休	-	○	○
大山タクシー介護ステーション チャッピー	22-0947	小山市犬塚2-8-5	大山タクシー会社	年中無休	-	○	○
サンスマイル小山	28-3215	小山市犬塚六丁目17番1号	株式会社太陽	年中無休	9:00～18:00 (24H 対応可能)	○	○
あじさい訪問介護	27-0070	小山市土塔247番地30	特定非営利活動法人 あじさい	月～日曜日・祝日 (12/29～1/3 除く)	8:00～18:00	○	○
訪問介護和	38-7498	小山市土塔252番地1 サンビレッジ小山 C-102	合同会社あおい	月～金曜日 (12/29～1/3 除く)	8:30～17:30	○	○
やさしい手小山訪問介護事業所	050-1753- 5621	小山市駅南町2丁目17番地2	株式会社やさしい手	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	9:00～18:00 (定休日は コールセンター対応)	○	○
訪問介護ステーション 小山整形外科の郷	31-1165	小山市雨ヶ谷712番地1	医療法人健寿会	年中無休	8:30～17:00 (24H 対応可能)	○	○
県南サポートセンター	25-1129	小山市神鳥谷1012番地1 オフィスエム 202 号室	有限会社 県南ライフサポート	年中無休 (12/30～1/3 除く)	8:00～18:00 (受付 8:30～17:30)	○	○
小山市社会福祉協議会 訪問介護事業所	22-9628	小山市中央町2丁目2番21号 旧保健・福祉センター内	社会福祉法人 小山市社会福祉協議会	日～土曜日	6:00～22:00 (受付時間 8:30～17:15 土・日・祝日休み)	○	○
あいあいケアサービス	41-2151	小山市千駄塚350番地1	株式会社アクセス	年中無休	9:00～17:00	○	○
ホームヘルパー穂の香苑	45-1517	小山市間々田1442番地	社会福祉法人厚生会	月～金曜日	8:30～17:30	○	○
ニチイケアセンターままだ	41-7015	小山市東間々田二丁目29番11号 タグチハイツ 202 号	株式会社ニチイ学館	月～金曜日	9:00～18:00	○	○
訪問介護ステーションらいふ	39-7861	小山市東間々田三丁目114番地21	株式会社アライブ・ライフ	月～日曜日・祝日 (12/29～1/3 除く)	9:00～17:00	○	○
訪問介護ばーとなあ	45-8375	小山市乙女786番地1	医療法人光風会	年中無休 (12/30～1/3 除く)	-	○	○
ヘルパーステーション ほほえみ倶楽部	41-2122	小山市乙女三丁目27番31号	株式会社ほほえみ倶楽部	月～金曜日(お盆、年 末年始を除く)※休日は 希望に応じ対応	8:30～17:00	○	○
永光ライフ株式会社 えいこう(永光)ケアーズ	45-6605	小山市南乙女一丁目16番地22	永光ライフ株式会社	年中無休 (1/1～1/3 要相談)	8:00～19:00	○	○

自宅で入浴の介助をしてほしい・・・

訪問入浴介護

入浴が困難な寝たきりの方などの家庭を、入浴設備や管理浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。



サービスの内容

・看護師による健康チェック ・入浴、洗髪の介助など

サービスの利用者負担額の目安(1回あたり)※負担割合が1割の方の場合(R5年5月現在)

○要支援1・2の方: 852円 ○要介護1～5の方:1,260円

※上記の金額は目安ですので、地域差による金額の違いは考慮していません。

また、各種加算を別途算定する場合があります。

●訪問入浴介護事業所一覧

※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	営業日	営業時間 ・受付時間
ニチイケアセンターおやま	30-5620	323-0034 小山市神鳥谷二丁目13番14号	株式会社ニチイ学館	月～土曜日・祝日 (12/31～1/2を除く)	9:00～18:00
アサヒサンククリーン在宅介護センター小山	050-3317-6930	323-0807 小山市城東一丁目2番28号北棟1階	アサヒサンククリーン株式会社	月～金曜日・祝日 (12/31～1/3を除く)	8:30～17:30
アースサポート小山	28-0300	323-0829 小山市東城南五丁目3番地2	アースサポート株式会社	月～土曜日・祝日 (12/30～1/3を除く)	8:30～17:30

自宅で床ずれの手当てや療養上の指導などをしてほしい・・・

訪問看護

訪問看護ステーションの看護師などが家庭を訪問し、主治医の指示に基づき病状を観察したり、入浴等の介助、床ずれの手当てなどを行います。

※末期がんの方の場合、医療保険での対応になります。

サービスの内容

- ・血圧や脈拍などの病状のチェック
- ・床ずれの予防や処置、機能訓練
- ・経管栄養のチューブや在宅酸素療法に使う機器の管理や医療処置など

サービスの利用者負担額の目安(1回あたり)※負担割合が1割の方の場合

(R5年5月現在)

訪問看護ステーションからの場合	病院等からの場合
30分未満 ⇒要支援:450円、要介護:470円	30分未満 ⇒要支援:381円、要介護:398円
30分以上1時間未満 ⇒要支援:792円、要介護:821円	30分以上1時間未満 ⇒要支援:552円、要介護:573円

※上記の金額は目安ですので、地域差による金額の違いは考慮していません。

また、各種加算を別途算定する場合があります。

●訪問看護事業所一覧

※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	営業日	営業時間 ・受付時間
なないろ在宅ケアステーション	37-8386	323-0012 小山市羽川 313 番地 21	株式会社ナラティヴ	月～金曜日 ※土・日の支援 は要相談	8:30～17:30
わくわく訪問看護ステーション おやま	24-6575	323-0022 小山市駅東通り三丁目 9 番 6 号	医療法人アスムス	月～金曜日 ※土・日・祝日 の緊急対応は要相談	8:30～17:30
訪問看護あおぞら	37-7531	323-0023 小山市中央町三丁目 7 番 1 号 ロフレ 3 階	一般社団法人あおぞら福 祉カレッジ	月～金曜日(祝日、8/13～ 16、12/29～1/3)	10:00～18:00
訪問看護ステーションみやび	21-5010	323-0024 小山市宮本町二丁目 3-12	株式会社 みやび	月～土曜日 (12/29～1/3 を除く) ※時間外の支援は要相談	9:00～17:00
訪問看護ステーション あやめ小山	20-7510	323-0029 小山市城北五丁目 2 番 21 号 メゾングリーンモールⅡ棟 1-C	株式会社 ファーストナース	月～土曜日・祝日 (年末年始 12/31～1/3 を 除く)	9:00～17:00
訪問看護ステーション AZASU	37-9255	323-0034 小山市神鳥谷二丁目 21-15	株式会社 MoSiMoSi	月～土曜日・日曜日・祝日 (年中無休)	8:30～17:30
訪問看護かえりえ小山	50-2002	323-0822 小山市駅南町二丁目 17 番地 2	株式会社やさしい手	月～金曜日 ※土・日・祝日 の緊急対応は要相談	9:00～18:00
訪問看護ステーション琴音	38-6131	323-0822 小山市駅南町五丁目 5 番地 1 エムロード 102	株式会社琴音	月～金曜日 (祝日、12/29～1/3 除く)	8:30～17:30
ほ～ぷ訪問看護ステーション	38-9498	323-0826 小山市雨ヶ谷 141 番地 1	株式会社HOPE	月～土曜日・日曜日・祝日 (年中無休)	8:30～17:30
とちぎ訪問看護ステーション おやま	39-8602	323-0827 小山市神鳥谷 2251 番地 7	公益社団法人 栃木県看護協会	月～金曜日(24 時間の契 約をされた方に対しては年 中無休)	8:45～17:00
訪問看護フィカ小山	050-5527- 1545	323-0829 小山市東城南一丁目 17 番地 9	医療法人社団フィカ	月～金曜日 (祝日、12/30～1/3 除く)	8:30～17:30
訪問看護ステーションカトレア	41-5100	329-0213 小山市南飯田 317 番地	医療法人信誠会	月～金曜日 (祝日、12/29～1/3 除く)	8:30～17:30
訪問看護ステーションみどり	45-8362	329-0214 小山市乙女 795 番地	医療法人光風会	月～土曜日 (祝日、12/31～1/3 除く)	9:30～17:00

自分や家族ではリハビリができない・・・退院後も自宅でリハビリをしたい・・・

訪問リハビリテーション

通院が困難なものに対して、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが自宅を訪問して、主治医の指示に基づき日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション(機能訓練)を行います。



サービスの内容

・自宅でのリハビリテーションの指導 等

※「訪問リハビリテーション」は、通院・通所が難しい方を対象としたサービスです。通院・通所系サービス事業所等により同様のサービスが提供可能な場合は、通院・通所が優先となります。

サービスの利用者負担額の目安(1回あたり)※負担割合が1割の方の場合

(R5年5月現在)

○1回(20分のリハビリテーションを行った場合)あたり ⇒ 307円

※40分のリハビリテーションを行った場合は、2回分のサービスとして利用者負担額が算定されます。

※上記の金額は目安ですので、地域差による金額の違いは考慮しておりません。

また、各種加算を別途算定する場合があります。

●訪問リハビリテーション事業所一覧

※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	営業日	営業時間 ・受付時間
介護老人保健施設見南	45-8225	329-0214 小山市乙女 795 番地	医療法人光風会	月～土曜日・祝日 (12/30～1/3 を除く)	8:30～17:30
おやま城北クリニック	24-6565	323-0014 小山市喜沢 1475 番地 328	医療法人アスムス	月～金曜日	8:30～17:30

ホームヘルパーや看護職員の支援を受けながら在宅で暮らしたい・・・

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、ホームヘルパーが行う「訪問介護」と看護職員が行う「訪問看護」がそれぞれ連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

※原則要介護1以上の方が利用できます。

サービスの内容

【定期巡回サービス】

ホームヘルパー等が、定期的に利用者の自宅を巡回し、介護を行います。

【随時対応サービス】

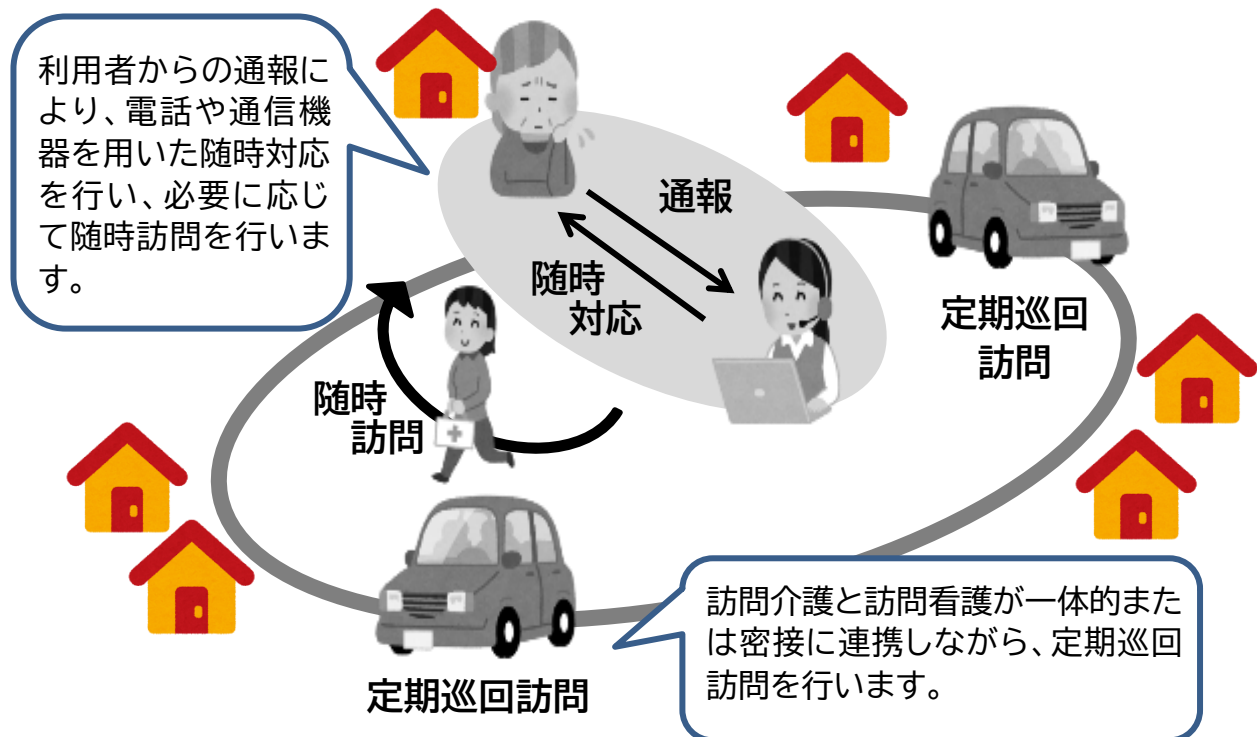
利用者や家族等からの通報を受け、その内容をもとに相談を受け付け、ホームヘルパーや看護職員による対応の必要性を判断します。

【随時訪問サービス】

随時対応サービスでの訪問の必要性の判断に基づき、ホームヘルパー等が、自宅を訪問し介護を行います。

【訪問看護サービス】

看護職員が自宅を訪問し、療養上の世話・診療の補助を行います。



サービスの利用者負担額の目安(1月あたり)※負担割合が1割の方の場合
(R5年5月現在)

【訪問看護サービスを行わない場合】

- 要介護1の方 ⇒ 5,697円
- 要介護2の方 ⇒ 10,168円
- 要介護3の方 ⇒ 16,883円
- 要介護4の方 ⇒ 21,357円
- 要介護5の方 ⇒ 25,829円

【訪問看護サービスを行う場合】

- 要介護1の方 ⇒ 8,312円
- 要介護2の方 ⇒ 12,985円
- 要介護3の方 ⇒ 19,821円
- 要介護4の方 ⇒ 24,434円
- 要介護5の方 ⇒ 29,601円

【他サービスを同時に利用した場合】

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を利用した場合は、利用日数と要介護度に応じて上記の金額から減額となります。詳しくは、お問い合わせください。

短期入所を利用した場合も、利用日数に応じて上記の金額から減額となります。詳しくは、お問い合わせください。

※上記の金額は目安ですので、地域差による金額の違いは考慮していません。
また、各種加算を別途算定する場合があります。

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所一覧

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	営業日	営業時間 ・受付時間
コープ安心ケアシステム喜沢	39-8557	323-0014 小山市喜沢1475番地98	社会福祉法人 ふれあいコープ	年中無休	8:30~17:30

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、栄養士などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

サービスの内容

- ・医師による療養上の管理や指導
- ・歯科医師による歯や義歯の管理や指導
- ・薬剤師による服薬の管理や指導
- ・管理栄養士による栄養指導 等



※サービスの利用を希望する場合は、医療機関等におたずねください。

サービスの利用者負担額の目安(1回あたり)※負担割合が1割の方の場合

(R5年5月現在)

- 医師による指導:514円
- 歯科医師による指導:516円
- 管理栄養士による指導:544円
- 薬局の薬剤師による指導:517円
- 歯科衛生士による指導:361円

※上記の金額は目安ですので、地域差による金額の違いは考慮しておりません。
また、各種加算や医療費を別途算定する場合があります。

医療費控除の対象になるサービスとは？

介護保険の医療系サービスについては、自己負担額が「医療費控除」の対象となります。下記のサービスについては、事業所が発行する領収書に「医療費控除対象額」が記載されます。

医療費控除の対象となるサービス	・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所リハビリテーション ・短期入所療養介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型で訪問看護を利用している場合) ・介護老人保健施設
上記のサービスと併せて使用した際に医療費控除の対象となるサービス	・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型で訪問看護を利用していない場合と連携型の場合)
自己負担額の2分の1が医療費控除の対象となるサービス	・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設

日帰りで施設に通いたい・・・外に出て人との交流を持ちたい・・・

通所介護・地域密着型通所介護 通所型サービス事業

デイサービスセンターなどに通い、入浴・食事の提供や、日常生活動作の訓練などが受けられます。

サービスの内容

- ・食事や入浴の提供
- ・看護師や保健師などによる健康チェックや日常生活動作の訓練
- ・リフトバスなどによる送迎
- ・レクリエーション等高齢者同士の交流



通所介護

※要介護1～5の方が利用できます

利用定員(1回あたり受け入れが可能な人数)が19名以上のデイサービスセンターです。
小山市外に在住の方でも利用することが出来ます。

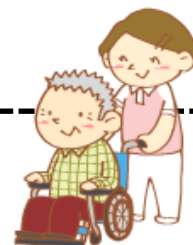
サービスの利用者負担額の目安(1回あたり)※負担割合が1割の方の場合
(R5年5月現在)

【通常規模の事業所の場合】

要介護1の方	要介護3の方	要介護5の方
3～4時間 ⇒ 368円	3～4時間 ⇒ 477円	3～4時間 ⇒ 585円
5～6時間 ⇒ 567円	5～6時間 ⇒ 773円	5～6時間 ⇒ 979円
7～8時間 ⇒ 655円	7～8時間 ⇒ 896円	7～8時間 ⇒ 1,142円

※上記の金額は目安ですので、地域差や事業所の規模の違いによる金額の違いは考慮しておりません。また、各種加算を別途算定する場合があります。

※認知症対応型の「認知症対応型通所介護事業所」については、P31をご覧ください。
(なお、認知症対応型通所介護事業所は「地域密着型サービス」のため、小山市の被保険者の方以外は利用できません。)



地域密着型通所介護

※要介護1～5の方が利用できます

利用定員(1回あたり受け入れが可能な人数)が18名以下の小規模なデイサービスセンターです。

「地域密着型サービス」のため、小山市の被保険者の方以外は原則利用できません。

サービスの利用者負担額の目安(1回あたり)※負担割合が1割の方の場合

(R5年5月現在)

要介護1の方	要介護3の方	要介護5の方
3～4時間 ⇒ 415円	3～4時間 ⇒ 538円	3～4時間 ⇒ 661円
5～6時間 ⇒ 655円	5～6時間 ⇒ 893円	5～6時間 ⇒ 1,130円
7～8時間 ⇒ 750円	7～8時間 ⇒ 1,028円	7～8時間 ⇒ 1,308円

※上記の金額は目安ですので、地域差による金額の違いは考慮しておりません。

また、各種加算を別途算定する場合があります。

通所型サービス事業



※要支援1・2、事業対象者の方が利用できます

小山市以外の被保険者の方は各保険者(サービス利用希望者が住民登録されている市区町村)にお問合せください。

サービスの利用者負担額の目安(1回あたり)※負担割合が1割の方の場合

(R5年5月現在)

従前型	緩和型
○要支援1・要支援1相当事業対象者 ⇒1,696円	○要支援1・要支援1相当事業対象者 ⇒1,343円
○要支援2・要支援2相当事業対象者 ⇒3,476円	○要支援2・要支援2相当事業対象者 ⇒2,752円

※従前型・緩和型の別は各事業所または担当の高齢者サポートセンターにおたずねください。

※上記の金額は目安ですので、地域差による金額の違いは考慮しておりません。

また、各種加算を別途算定する場合があります。

●通所介護・通所型サービス事業所一覧 ※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	定員	営業日	営業時間 ・受付時間	通所 介護	通所型 サービス
山田記念ふれんど羽川 デイサービスセンター	23-8886	小山市羽川524-1	株式会社フレンド	33名	月～土曜日・祝日 (8/14～15、12/30 ～1/3 除く)	8:30～16:30	○	○
コープデイサービスセンター 喜沢	38-7694	小山市喜沢1475番地98	社会福祉法人 ふれあいコープ	30名	月～土曜日・祝日	8:30～17:30	○	○
イーストピア小山	23-2159	小山市駅東通り一丁目21番21号	医療法人社団弘生会	20名	月～土曜日 (12/31～1/3 除く)	9:00～18:00	○	○
家族の家ひまわり小山 通所介護事業所	20-3215	小山市駅東通り一丁目22番28号	株式会社三英堂商事	35名	年中無休	9:30～16:30	○	○
ふれんど小山デイサービス センター	30-0130	小山市若木町一丁目18番6号	株式会社フレンド	33名	月～土曜日 (8/14～15、12/30 ～1/3 除く)	8:00～17:30	○	○
デイサービスサンテヌ	21-7739	小山市八幡町二丁目7番22号	医療法人敬愛会	30名	月～土曜日 (お盆休み、12/30～ 1/3 除く)	8:30～17:30	○	○
デイサービスゆう愛	25-0030	小山市神鳥谷五丁目12番13号	医療法人博愛会	20名	月～金曜日	8:30～17:30	○	○
ニチイケアセンターおやま	30-5620	小山市神鳥谷二丁目13番14号	株式会社ニチイ学館	30名	月～土曜日(1/1 除く)	8:00～17:00	○	○
ふれあいの里・美田	38-0751	小山市生駒702番地	株式会社Y&K	33名	年中無休 (12/31～1/3 除く)	8:00～17:00	○	○
ゆうゆうケアステーション びわの里	32-1870	小山市立木710番地1号	株式会社ユー・ユー・ワールド	45名	月～土曜日 (1/1～3 除く)	8:30～17:30	○	○
デイサービスセンター富士見荘	38-0805	小山市上石塚5番地	社会福祉法人薫風会	35名	月～土曜日	8:00～17:00	○	○
きぬの里デイサービスセンター	49-3636	小山市高橋132番地1	社会福祉法人くすの木会	40名	月～土曜日・祝日 (1/1～1/3 除く)	8:30～17:30	○	○
らしさデイサービス	39-8081	小山市鉢形396番地1	株式会社メロ・ライフ プロジェクト	午前・ 午後 各20名	月～金曜日 (12/30～1/3 除く)	8:30～17:30	○	○
デイサービスセンター ラ・ボール	23-0566	小山市中久喜1273-1	社会福祉法人小山清風会	40名	月～土曜日 (年末年始除く)	8:00～17:30	○	○
デイサービスセンター エブリデイ	30-1180	小山市中久喜1640番地1	社会福祉法人小山清風会	42名	月～土曜日 (年末年始は変動あり)	8:00～17:30	○	○
株式会社ケアネット小山 サービスセンター	23-8577	小山市城東五丁目8番10号	株式会社ケアネット	45名	月～土曜日 (12/30～1/3 除く)	9:00～16:00 ※延長サービス可	○	○
デイホーム孫の手・おやま	38-8533	小山市城東六丁目18番17号	株式会社孫の手	25名	月～土曜日・祝日 (1/1～1/3 除く)	8:15～19:15	○	○
デイサービスまごころ	30-0285	小山市城東七丁目11番20号	株式会社和み	25名	月～日曜日・祝日 (1/1～1/3 除く)	9:00～17:00	○	○
サンフラワーデイサービス センター	22-6644	小山市出井1938番地	社会福祉法人洗心会	25名	月～土曜日	9:00～17:00	○	○
デイサービスあむーる	39-8003	小山市犬塚49-2	株式会社太陽	35名	月～土曜日 (12/31～1/2)	9:00～18:00	○	○
小山ケアセンターそよ風	31-0352	小山市犬塚8丁目3番地8	株式会社 SOYOKAZE	30名	月～土曜日 (但し12/30、31が日 曜日の場合は営業)	8:30～17:30	○	○
デイサービスセンター栗林荘	27-1582	小山市塚崎463番地1	社会福祉法人丹緑会	30名	月～土曜日 (12/31～1/3 除く)	8:00～18:00	○	○
デイサービスセンターあとリエ	39-7800	小山市西城南五丁目8番19号	医療法人光風会	30名	月～土曜日 (12/31～1/3 除く)	8:00～17:00	○	○
ツクイ小山	31-0531	小山市西城南四丁目1番19号	株式会社ツクイ	35名	年中無休	8:30～17:30	○	○
通所介護事業所 スーパーデイみらい	31-5000	小山市雨ヶ谷814番地2	社会福祉法人愛和会	50名	月～土曜日・祝日 (元日を除く)	8:30～17:30	○	○
ケアパートナー小山	31-3670	小山市東城南一丁目7番地3 サンリット萩山公園1階	ケアパートナー株式会社	40名	年中無休 (12/30～1/3 除く)	8:30～17:30	○	○

※次ページに続きます。

●通所介護・通所型サービス事業所一覧 ※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	定員	営業日	営業時間 ・受付時間	通所 介護	通所型 サービス
ケアステーションあさひ小山	38-8236	小山市東城南二丁目21番14号	株式会社ヴァティー	40名	年中無休	8:30~17:30	○	
ケアステーションあさひ小山 第2式	31-3005	小山市東城南二丁目24番3号	株式会社ヴァティー	35名	年中無休	9:30~16:45	○	
あいあいタウンデイサービス センター	41-2131	小山市千駄塚350番地1	株式会社アクセス	25名	月~土曜日	8:30~17:30	○	○
デイサービスセンター虹の郷	45-8011	小山市西黒田300番地1	医療法人社団星野会	40名	月~金曜日	8:00~17:00	○	○
デイサービスセンター穂の香苑	45-1156	小山市間々田1442番地	社会福祉法人厚生会	35名	月~土曜日	8:30~17:30	○	○
デイサービスきみほ(王望)	45-3256	小山市暁三丁目1番13号	アイム・キミホ株式会社	70名	月~土曜日・祝日 (12/29~1/3、 8/13~8/16除く)	8:00~19:00	○	○
デイサービスひらわ	38-8318	小山市平和263番地5	社会福祉法人孝友会	20名	月~土曜日・祝日 (1/1~1/3除く)	9:00~18:00	○	○

●地域密着型通所介護・通所型サービス事業所一覧

※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	定員	営業日	営業時間 ・受付時間	通所 介護	通所型 サービス
いろはの詩	37-2353	小山市島田102番地	株式会社いろは	15名	月~土曜日	8:00~17:00	○	○
リハスマイルおやま	25-8890	小山市城山町2丁目1番2号	ケアファーストサポート 合同会社	午前・ 午後 各10名	月~金曜日	8:30~17:30	○	○
デイサービスセンター ハートランド・アイリ小山Ⅱ	37-8370	小山市城北6-2-8	株式会社ワイグッドケア	18名	月~土曜日・祝日 (12/31~1/1除く)	9:00~17:00	○	
プラス・A デイサービス センター	39-7366	小山市大行寺1028番地15	株式会社プラス・A	10名	月~金曜日 (8/13~15、12/29 ~1/3除く)	8:15~17:15 AM9:00~12:00 PM13:30~16:00	○	○
デイサービスセンター アカシヤ	30-3700	小山市外城546番地	社会福祉法人洗心会	10名	火・木~日曜日 (12/31~1/2除く)	8:30~17:30	○	○
GENKINEXT小山城東	25-2573	小山市城東一丁目8番29号	株式会社介護 NEXT	14名	月~土曜日・祝日 (8/13~15、12/31 ~1/3除く)	8:30~17:30	○	○
いろはの家	24-2737	小山市出井1879番地31	有限会社 介護支援センターあおぞ ら	18名	月~土曜日 (12/29~1/3除く)	9:00~17:00	○	○
自立支援デイサービス わんステップ	38-8931	小山市犬塚3-8-10 ルネサンス INUZUKA1 階	有限会社ハウスネット	12名	月~金曜日(GW・お 盆・年末年始除く)	8:30~17:30	○	○
デイサービスともに	37-6890	小山市犬塚5丁目2番35 ピーノスミレA棟	株式会社 ShareTheWorld	15名	月~金曜日・祝日 (1/1~1/3除く)	8:30~17:30	○	○
かななデイサービス土塔	27-7068	小山市土塔232番地6	有限会社rise	18名	月~金曜日	8:30~17:30	○	○
デイホームあじさい式番館	27-0070	小山市土塔247番30	特定非営利活動法人 あじさい	28名	月~土曜日・祝日 (12/30~1/3除く)	8:30~17:30	○	○
デイサービスセンター にこにこ元気	39-7610	小山市駅南町五丁目12番20号	株式会社K	17名	月~土曜日	8:30~17:30	○	○
かななデイサービス	37-7745	小山市駅南町四丁目1番3号	有限会社rise	15名	月~土曜日 (12/30~1/3除く)	8:30~17:30	○	○
デイサービスセンター ハートランド・アイリ小山Ⅲ	39-6033	小山市東城南1丁目6-1	株式会社ワイグッドケア	15名	月~金曜日	9:00~17:00	○	
デイサービス彩	37-7303	小山市間々田588番地1	合同会社エヌ・エス	16名	月~金曜日 (12/30~1/3除く)	8:30~17:30	○	○
かななデイサービス乙女	41-1120	小山市乙女452番地5	有限会社rise	10名	年中無休	8:30~17:30	○	○
デイサービスほほえみ	41-5500	小山市乙女三丁目27番12号	株式会社ほほえみ倶楽部	10名	月~土曜日 (年末年始除く)	8:30~17:00	○	○

認知症の方を対象とした施設に通いたい・・・外に出て人と交流を持ちたい・・・

認知症対応型通所介護

認知症対応型のデイサービスセンターなどに通い、入浴・食事の提供や日常動作生活訓練などが受けられます。

サービスの内容

- ・食事や入浴の提供
- ・看護師や保健師などによる健康チェックや日常動作訓練
- ・リフトバスなどによる送迎
- ・レクリエーションなど高齢者同士の交流



※認知症の診断がある方が利用できます。

※「地域密着型サービス」のため、小山市の被保険者の方以外は利用できません。

サービスの利用者負担額の目安(1回あたり)※負担割合が1割の方の場合

(R5年5月現在)

【併設型の事業所の場合】

要介護1の方	要介護3の方	要介護5の方
3～4時間 ⇒ 490円	3～4時間 ⇒ 588円	3～4時間 ⇒ 687円
5～6時間 ⇒ 769円	5～6時間 ⇒ 934円	5～6時間 ⇒ 1,097円
7～8時間 ⇒ 892円	7～8時間 ⇒ 1,084円	7～8時間 ⇒ 1,276円

※上記の金額は目安ですので、地域差による金額の違いは考慮しておりません。
また、各種加算を別途算定する場合があります。

●認知症対応型通所介護事業所一覧

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	定員	営業日	営業時間 ・受付時間
デイサービスセンターコスモス	38-9151	323-0806 小山市中久喜 1620-1	社会福祉法人小山清風会	11名	月～土曜日・祝日	8:30～17:00

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設(老人保健施設)、病院、診療所などに通い、できる限り自立した生活を送るためのリハビリテーションを日帰りで受けることができます。

サービスの内容

- ・医師の指示に基づく、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによる機能訓練
- ・食事や入浴の提供
- ・リフトバスなどによる送迎
- ・レクリエーションなど高齢者同士の交流



サービスの利用者負担額の目安(1回あたり)※負担割合が1割の方の場合

(R5年5月現在)

【要介護1～5の方が通常規模の事業所を利用する場合】(1回あたり)

要介護1の方	要介護3の方	要介護5の方
3～4時間 ⇒ 483円	3～4時間 ⇒ 638円	3～4時間 ⇒ 836円
5～6時間 ⇒ 618円	5～6時間 ⇒ 846円	5～6時間 ⇒ 1,112円
7～8時間 ⇒ 757円	7～8時間 ⇒ 1,039円	7～8時間 ⇒ 1,369円

【要支援1の方】

1月あたり 2,053円(原則として週1回程度)

【要支援2の方】

1月あたり 3,999円(原則として週2回程度)

※上記の金額は目安ですので、地域差による金額の違いは考慮しておりません。

また、各種加算を別途算定する場合があります。

※要支援1～2の方は月額での料金設定となります。利用した事業所の規模・サービスを受けた時間・その月の利用回数に関わらず上記の金額となります。

●通所リハビリテーション事業所一覧

※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	定員	営業日	営業時間 -受付時間
老人保健施設思川ケアステージ	21-3322	323-0014 小山市喜沢 660 番地	医療法人朝日会	20名	月～土曜日 (祝日、1/1～1/3 除く)	8:30～17:00
介護老人保健施設祇園荘	23-7131	323-0025 小山市城山町二丁目 7 番 18 号	医療法人博愛会	20名	月～土曜日 (祝日、お盆、年末年始 除く)	8:00～17:00
介護老人保健施設空の舎	37-6213	323-0028 小山市若木町一丁目 1 番 2 号	医療法人社団友志会	100名	月～土曜日・祝日	8:00～20:00
介護老人保健施設さくら野	37-1110	323-0061 小山市平島 110 番地	医療法人さくら会	50名	月～土曜日 (12/31～1/2 除く)	8:30～17:30
サンタモニカ	39-1211	323-0803 小山市北飯田 74-1	医療法人敬愛会	20名	月～土曜日 (12/31～1/3 除く)	8:30～17:30
デイケアWaki愛愛	39-7000	323-0806 小山市中久喜1116番地	医療法人 小山すぎの木クリニック	30名	月～土曜日 (12/30～1/3 除く)	8:00～17:00

※次ページに続きます。

●通所リハビリテーション事業所一覧 ※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	定員	営業日	営業時間 ・受付時間
介護老人保健施設つむぎの郷	25-8200	323-0811 小山市犬塚 62 番地 2	医療法人社団星野会	50 名	月～土曜日・祝日	8:45～16:45
関根整形外科医院	43-6818	323-0822 小山市駅南町一丁目 9 番 15 号	医療法人社団 関根整形外科医院	20 名	月～土曜日 (祝日除く)	8:30～17:30
小山整形外科内科	31-3881	323-0826 小山市雨ヶ谷 753 番地	医療法人健寿会	90 名	月～土曜日	7:30～18:00
小山整形外科内科クリニック	31-3365	323-0826 小山市雨ヶ谷 824 番地 18	医療法人健寿会	90 名	月～土曜日 (5/3～5、12/30 ～1/3 除く)	8:30～17:30
介護医療院 苅部太陽の家	41-1311	329-0213 小山市南飯田 317 番地 5	医療法人信誠会	25 名	月～金曜日 (祝日、8/14～16、 12/30～1/3 除く)	8:30～17:30
介護老人保健施設晃南	45-8225	329-0214 小山市乙女 795 番地	医療法人光風会	85 名	月～土曜日・祝日 (12/30～1/3 除く)	8:00～20:00

リハビリには種類がある？

リハビリには大きく分けて、病院などの医療機関で行う「医療保険のリハビリ」と介護保険の施設などで行う「介護保険のリハビリ」があります。

基本的に医療保険のリハビリは、疾患別にリハビリを行い、利用できる日数に限りがあります。日数制限の期間を超えた後もリハビリの必要がある場合は、介護保険のリハビリを受けることになります。

医療保険のリハビリは、「治療」や「訓練」に特化した機能回復を目的とするものですが、介護保険のリハビリは日常生活動作の機能の維持等を目的としています。

また介護保険のリハビリには「訪問リハビリ」と「通所リハビリ」がありますが、「訪問リハビリ」は通院が難しい方を対象としたサービスのため、通所サービスの利用が出来る方は利用できません。ただし、自宅内での生活機能向上のために利用する場合などは、その限りではありません。

家族に急用などができて介護が受けられない・・・

短期入所生活介護・短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護保険施設などに短期間宿泊しながら、食事や入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

サービスの内容

- ・食事や入浴の提供
- ・看護師などによる健康チェック
- ・理学療法士などによる機能訓練
- ・リフトバスなどによる送迎 など



短期入所サービス(ショートステイ)の利用について

- ✓ 1か月の限度額の範囲内で、他の居宅サービスと自由に組み合わせて利用できます(限度額を超えた分は全額自己負担となります)。
- ✓ 連続した利用は30日までです(30日を超えた利用の場合、31日目からは全額自己負担となります)。
- ✓ 利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半分を超えないように利用します。

※ やむを得ない理由で、連続30日を超える利用や認定有効期間の半分を超えての利用を希望される場合は、担当ケアマネジャーにご相談ください。

サービスの利用者負担額の目安(1回あたり)※負担割合が1割の方の場合

(R5年5月現在)

【短期入所生活介護の場合】(1日あたり)

	単独型		併設型	
	多床室(相部屋)	ユニット型個室	多床室(相部屋)	ユニット型個室
要支援	要支援 1⇒474 円 要支援 2⇒589 円	要支援 1⇒555 円 要支援 2⇒674 円	要支援 1⇒446 円 要支援 2⇒555 円	要支援 1⇒523 円 要支援 2⇒649 円
要介護	要介護 1⇒638 円 要介護 3⇒778 円 要介護 5⇒916 円	要介護 1⇒738 円 要介護 3⇒881 円 要介護 5⇒1,017 円	要介護 1⇒596 円 要介護 3⇒737 円 要介護 5⇒874 円	要介護 1⇒696 円 要介護 3⇒838 円 要介護 5⇒976 円

※上記の金額は目安ですので、地域差による金額の違いは考慮しておりません。
また、各種加算を別途算定する場合があります。

★短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用にあたっての居住費・食費については、利用者負担の軽減制度があります。詳しくは P51をご覧ください。

●短期入所生活介護事業所一覧

※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	定員	営業日	営業時間 ・受付時間
短期入所生活介護事業所 ソレイユ思川	37-2811	323-0007 小山市松沼 579 番地 1	社会福祉法人明朗会	10名	年中無休	8:30~17:30
短期入所生活介護事業所 大沼の里	38-8489	323-0013 小山市荒井6番地2	社会福祉法人令和会	10名	年中無休	8:30~17:30
北星館	37-7654	323-0014 小山市喜沢 399 番地 3	株式会社北星館	32名	年中無休	8:30~17:30
イーストピア小山	23-2159	323-0022 小山市駅東通り一丁目 21 番 21 号	医療法人社団弘生会	20名	年中無休	9:00~17:00
ショートステイゆう愛	25-0007	323-0034 小山市神鳥谷五丁目 12 番 13 号	医療法人博愛会	10名	年中無休	-
特別養護老人ホーム富士見荘	38-3232	323-0063 小山市上石塚 15 番地	社会福祉法人薫風会	19名	年中無休	8:00~17:00 (受付時間)
特別養護老人ホームきぬの里	49-3636	323-0154 小山市高橋 132 番地 1	社会福祉法人くすの木会	10名	年中無休	8:30~17:30
ショートステイサントモニカ	39-3850	323-0803 小山市北飯田 74-1	医療法人敬愛会	24名	年中無休	8:30~17:30
特別養護老人ホームしょうし苑 星座の森	38-8681	323-0806 小山市中久喜 1273-1	社会福祉法人小山清風会	10名	年中無休	9:00~17:00 (受付時間)
特別養護老人ホームしょうし苑	23-1008	323-0806 小山市中久喜 1273 番地 1	社会福祉法人小山清風会	16名	年中無休	9:15~18:15 (受付時間)
有料老人ホームあたごの里	25-5652	323-0807 小山市城東 4 丁目 15 番 5 号	特定非営利活動法人 あじさい	4名	年中無休	9:00~18:00
サンフラワーグリーンホーム・ ショートステイ	20-3232	323-0808 小山市出井 1939 番地	社会福祉法人洗心会	10名	年中無休	9:00~18:00
小山ケアセンターそよ風	31-0352	323-0811 小山市犬塚 8 丁目 3 番地 8	株式会社 SOYOKAZE	23名	年中無休	-
ショートステイ小山すみれ	37-7420	323-0813 小山市横倉 862 番地1	BSC株式会社	20名	年中無休	-
特別養護老人ホーム栗林荘	27-1582	323-0818 小山市塚崎 463 番地 1	社会福祉法人丹緑会	21名	年中無休	8:30~17:30
特別養護老人ホーム春わらう舎	28-0200	323-0825 小山市小山 1509 番地 1	社会福祉法人延寿会	10名	年中無休	8:30~17:30
短期入所生活介護施設みやうち	21-0122	329-0201 小山市粟宮一丁目 8 番 16 号	医療法人社団星野会	32名	年中無休	8:00~17:00
特別養護老人ホーム穂の香苑	45-1156	329-0205 小山市間々田 1442 番地	社会福祉法人厚生会	18名	年中無休	8:30~17:30
介護付有料老人ホーム しあわせ小山館	45-0020	329-0205 小山市間々田 791-5	株式会社あい愛	25名	年中無休	8:30~17:30
ひらわの郷	38-8558	329-0212 小山市平和 256 番地	社会福祉法人孝友会	10名	年中無休	-
アスピア乙女	45-6006	329-0214 小山市乙女 786 番地 1	医療法人光風会	20名	年中無休	8:30~17:30

●短期入所療養介護事業所一覧

※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	定員	営業日	営業時間 ・受付時間
老人保健施設思川ケアステージ	21-3322	小山市喜沢660番地	医療法人朝日会	事業所にお尋ね下さい	受付・入所日は 月~土曜日(祝日除く)	-
老人保健施設祇園荘	23-7131	小山市城山町二丁目7番18号	医療法人博愛会	事業所にお尋ね下さい	年中無休	9:00~17:30
介護老人保健施設空の舎	37-6207	小山市若木町一丁目1番2号	医療法人社団友志会	事業所にお尋ね下さい		8:30~17:30
介護老人保健施設さくら野	37-1110	小山市卒島110番地	医療法人さくら会	事業所にお尋ね下さい	年中無休	8:30~17:30
老人保健施設つむぎの郷	25-8200	小山市犬塚62番地2	医療法人社団星野会	事業所にお尋ね下さい	年中無休	8:00~17:00
介護医療院苅部太陽の家	41-1311	小山市南飯田317番地5	医療法人信誠会	事業所にお尋ね下さい	月~土曜日※土曜日は要 予約(祝日、8/14~16、 12/30~1/3 除く)	平日 8:30~17:30 土曜 8:30~12:30
介護老人保健施設晃南	45-8225	小山市乙女795番地	医療法人光風会	事業所にお尋ね下さい		

《指定地域密着型サービス》

住み慣れた地域で顔なじみのスタッフと共に安心した生活を送りたい…

小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、「訪問」や「宿泊」を組み合わせ、在宅生活の支援を受けられます。
 なお、利用の際は該当施設への登録が必要です。

サービスの内容

- ・事業所での食事や入浴、機能訓練の提供(通いサービス)
- ・ヘルパーによる訪問介護サービス(夜間訪問あり)
- ・状況に応じての宿泊(ショートステイ)



※「地域密着型サービス」のため、小山市の被保険者の方以外は利用できません。

サービスの利用者負担額の目安(1回あたり)※負担割合が1割の方の場合

(R5年5月現在)

○要支援1の方 ⇒ 3,438円	○要介護1の方 ⇒ 10,423円
○要支援2の方 ⇒ 6,948円	○要介護2の方 ⇒ 15,318円
	○要介護3の方 ⇒ 22,283円
	○要介護4の方 ⇒ 24,593円
	○要介護5の方 ⇒ 27,117円

※上記の金額は目安ですので、地域差による金額の違いは考慮しておりません。
 また、各種加算を別途算定する場合があります。

●小規模多機能型居宅介護事業所一覧 ※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	定員	営業日	営業時間 ・受付時間
ふれんど小規模多機能施設羽川	20-0806	323-0012 小山市羽川 524 番地 1	株式会社フレンド	登:24名 通:12名 宿:5名	年中無休	-
小規模多機能事業所初田郷富士見荘	33-3223	323-0068 小山市下初田 537 番地 2	社会福祉法人薫風会	登:29名 通:18名 宿:9名	年中無休	8:00~17:00 (受付時間)
サンフラワーケアセンター	20-4600	323-0808 小山市出井 1933 番地 1	社会福祉法人洗心会	登:25名 通:15名 宿:9名	年中無休	-
小規模多機能型居宅介護事業所 風わらう舎	31-0255	323-0825 小山市小山 111 番地 1	医療法人社団友志会	登:25名 通:15名 宿:9名	年中無休	-

住宅改修費の支給

現在お住まいの住居の段差を解消したり、廊下や階段に手すりをつける等の、転倒を防いだり、自立しやすい環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、限度額内(20万円)でその費用(限度額内)の9割、8割または7割分が支給されます。

改修の対象となる種目

- ・廊下や階段、浴室やトイレの手すりの取り付け
- ・段差の解消のための改修
- ・滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への便器の取替え
- ・その他 これらの各工事に付帯して必要な工事



<サービスの利用者負担額の目安>

- 利用限度額…同じ住宅・同じ対象者の方に対して 20万円まで
※引越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合は、再度支給を受けることができます。
- このサービスは、償還払い(一旦全額を自費で事業者支払い、後から保険給付分が戻る方式)となりますが、小山市は「給付券方式」も採用しています。詳しくは P39を参照してください。
- どの方式であっても「事前申請」が必要になります。詳しい手続きに関しては担当ケアマネジャーまたは高齢支援係(22-9541)にご確認ください。

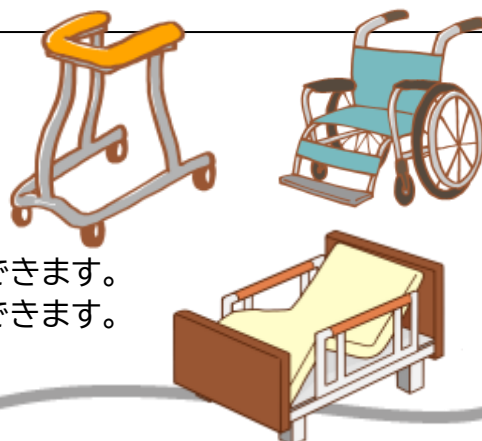
福祉用具貸与・購入費の支給

貸与の対象となる種目

- ・車いす(一定の付属品も対象)※
- ・特殊寝台(一定の付属品も対象)※
- ・認知症老人徘徊感知機器 ※
- ・歩行器
- ・床ずれ防止用具 ※
- ・体位変換器 ※
- ・手すり
- ・スロープ
- ・歩行補助杖
- ・移動用リフト(吊り具を除く)※
- ・自動排泄処理装置 ☆

購入の対象となる種目

- ・腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトの吊り具
- ・排泄予測支援機器



※原則として要介護2以上の認定を受けている方が利用できます。
☆原則として要介護4以上の認定を受けている方が利用できます。
尿のみを吸引するものは利用できます。

<サービスの利用者負担額の目安>

- 福祉用具貸与…
1か月ごとの利用限度額の範囲内で実際にかかった費用の1割、2割または3割が自己負担となります。
- 福祉用具購入費の支給…
年間10万円を限度として支給(限度額内で1割、2割または3割を利用者が負担) ※同一品目の福祉用具を複数回購入することはできません。

福祉用具の購入費の支給は、償還払いのサービスですが、小山市では「給付券方式」も採用しています。詳しくは次ページを参照してください。

福祉用具の購入については、指定業者からの購入となります。**指定業者以外から購入した場合は保険給付が受けられません。**
詳しくは担当ケアマネジャーまたは高齢支援係(22-9541)までお問い合わせください。

※各用具の種類や単価については、事業者ごとに異なりますので、サービス提供事業者または担当ケアマネジャーなどにお問い合わせください。

【給付券方式】とは・・・

※住宅改修費・福祉用具購入費が対象です

- 利用限度額内での福祉用具購入費用または住宅改修費用の9割、8割または7割相当の給付券を小山市から被保険者(利用者)に発行します。
- 被保険者(利用者)は、用具の購入時または改修完了時に費用の1割、2割または3割と給付券を事業者に支払います。
- 事業者は、給付券を添えて小山市に保険給付分(費用の9割、8割または7割相当)を請求し、支払を受ける方法です。

給付券方式の場合の例 ※自己負担が1割の方の場合

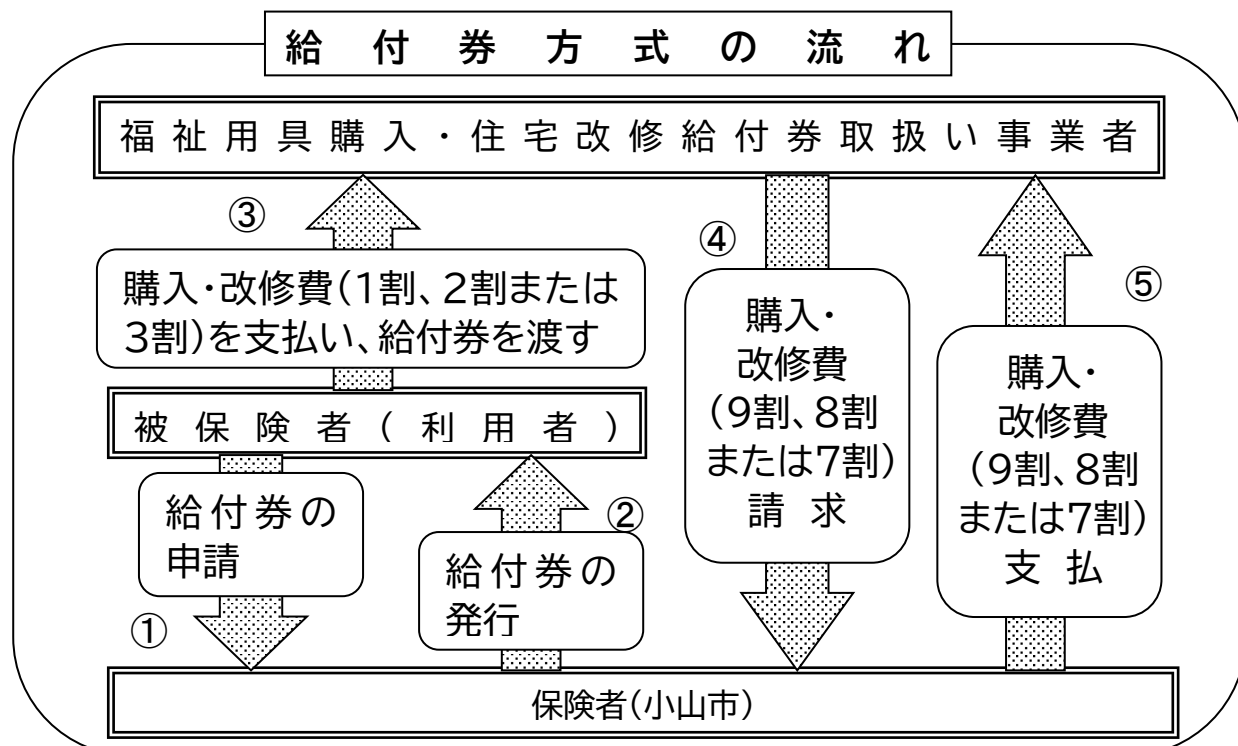
腰掛便座単価 75,000 円を購入した場合、販売店に 7,500 円(費用の1割)と「給付券」を支払います。購入時の自己負担は 7,500 円で済むこととなります。

償還払いの例

腰掛便座単価 75,000 円を購入した場合、販売店に一旦全額の 75,000 円を支払います。小山市から保険給付分 67,500 円(9割分)が支払われるのは購入時から概ね3か月後となります。

※ 償還払いとは

- 被保険者(利用者)は、福祉用具購入または住宅改修にかかった費用の全額を一旦事業者を支払います。
- 被保険者(利用者)は、用具の購入後または改修完了後、小山市に用具購入の場合は「領収書」と「申請書」等を、住宅改修の場合は「領収書」と「工事後の写真」および「工事承認書」を提出し、保険給付分の払い戻しを受ける方法です。



※ 給付券取扱い業者については、担当のケアマネジャーまたは高齢支援係(22-9541)にご確認ください。

●福祉用具貸与・購入事業所一覧(市内)

※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番 は0285)	所在地	開設者法人名	営業日	営業時間 ・受付時間
ライフプラン株式会社	30-6557	323-0022 小山市駅東通り二丁目 35 番 10 号	ライフプラン株式会社	月～金曜日、 第1・3・5土曜日	8:30～17:30
小山福祉レンタルサービス	22-7001	323-0022 小山市駅東通り二丁目 40 番 6 号	株式会社日東レンタル	月～土曜日(祝日除く)	8:00～17:00
エフビー介護サービス株式会社 小山営業所	39-8365	323-0029 小山市城北1丁目18番地9	エフビー介護サービス株 式会社	月～土曜日	8:30～17:30
ニチケアセンター小山城東	30-6118	323-0807 小山市城東一丁目 6 番 42 号 第 3 高岩ビル 1 階	株式会社ニチイ学館	月～金曜日	9:00～18:00
エミアスレント株式会社	37-9671	323-0807 小山市城東五丁目 5 番 3 号	エミアスレント株式会社	月～金曜日(ゴールデンウィーク、 夏季、年末年始 休みあり)	9:00～18:00
福祉レンタルたいよう	28-1233	323-0811 小山市犬塚六丁目 17 番 1 号 サンスマイル小山 3 階	株式会社太陽	月～金曜日 (5/3～5、8/13～15、 12/31～1/1 除く)	9:00～18:00
やさしい手住環境事業部 小山営業所	050-1752- 5769	323-0822 小山市駅南町二丁目 17 番地2	株式会社やさしい手	月～金曜日 (年末年始除く)	9:00～18:00
パナソニックエイジフリーショップ小山 店	24-3000	323-0827 小山市神鳥谷 1081 番地 1	相良株式会社	月～金曜日、 第1・3・5土曜日 (祝日、お盆、年末年始除く)	9:00～18:00
東京インテリアMS小山	20-7311	323-0827 小山市神鳥谷 273 番地 4	株式会社東京インテリア メディカルサービス	月～金曜日(8/13～15、 12/30～1/3、祝日除く)	9:00～18:00

※介護保険の福祉用具貸与・購入の対象となる事業所は、介護保険の指定を受けている事業所のみとなります。介護保険の指定を受けていない事業所・店舗等で購入された場合、介護保険が適用されませんのでご注意ください。

※給付券方式については、市への登録が済んでいない事業所では利用できません。事業所の登録状況については高齢支援係(22-9541)にお問い合わせください。

◆介護サービスの種類

高齢支援係 22-9541・地域支援係 22-9616

②介護保険で利用できる給付サービス【施設編】

入所した施設で
サービスが受けられる



- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） … P 4 2
- 介護老人保健施設（老人保健施設） … P 4 2
- 介護医療院 … P 4 2
- 地域密着型介護老人福祉施設 … P 4 4
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） … P 4 5
- 特定施設入居者生活介護 … P 4 6

入所した施設で
外部サービスを利用する



- 有料老人ホーム … P 4 7
- サービス付き高齢者向け … P 4 7

介護保険の施設

「施設サービス」は介護中心か、治療中心か、またどの程度医療面でのケアが必要かによって3つのタイプに分かれます。この3種類の中から入所する施設が選べます。

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

寝たきりなど、常に介護が必要で、自宅では介護を受けることのできない人が対象の施設です。食事、入浴、排泄などの介助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などが受けられます。

介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズの対応のため、日常的な医学管理が必要な重度の要介護者の受け入れや「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたケアを必要とする人が対象の施設です。

医学的な管理の下で介護や看護、リハビリを行い、在宅復帰を目指す施設です。

サービスの利用者負担額の目安(1回あたり)※負担割合が1割の方の場合

(R5年5月現在)

【多床室(相部屋)の場合】

特養	○要介護1の方 ⇒ 573円	○要介護4の方 ⇒ 780円
	○要介護2の方 ⇒ 641円	○要介護5の方 ⇒ 847円
	○要介護3の方 ⇒ 712円	
老健	○要介護1の方 ⇒ 788円	○要介護4の方 ⇒ 949円
	○要介護2の方 ⇒ 836円	○要介護5の方 ⇒ 1,003円
	○要介護3の方 ⇒ 898円	

※施設の定員数や形態によって、上記と金額が異なる場合があります。

※上記の金額は目安ですので、地域差による金額の違いは考慮していません。

また、各種加算を別途算定する場合があります。

★施設の利用にあたっての居住費・食費については、利用者負担の軽減制度があります。
詳しくは P51 をご覧ください。

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

原則として、要介護3以上の方が入所できます。

(要介護1・2の方でも特例的に入所が認められる場合があります。)

※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	定員
特別養護老人ホーム富士見荘	38-3232	323-0063 小山市上石塚 15 番地	社会福祉法人薫風会	60 名
特別養護老人ホームきぬの里 特別養護老人ホームきぬの里みやび	49-3636	323-0154 小山市高崎 132 番地 1	社会福祉法人くすの木会	90 名
特別養護老人ホームしょうし苑 特別養護老人ホームしょうし苑星座の森	23-1008	323-0806 小山市中久喜 1273 番地 1	社会福祉法人小山清風会	84 名
特別養護老人ホーム栗林荘	27-1582	323-0818 小山市塚崎 463 番地 1	社会福祉法人丹緑会	125 名
特別養護老人ホーム春わらう舎	28-0200	323-0825 小山市小山 1509 番地 1	社会福祉法人延寿会	50 名
特別養護老人ホーム穂の香苑	45-1156	329-0205 小山市間々田 1442 番地	社会福祉法人厚生会	80 名

●介護老人保健施設

原則として、要介護1以上の方が入所できます。

※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	定員
老人保健施設思川ヶアステージ	21-3322	323-0014 小山市喜沢 660 番地	医療法人朝日会	100 名
老人保健施設祇園荘	23-7131	323-0025 小山市城山町二丁目 7 番 18 号	医療法人博愛会	72 名
介護老人保健施設空の舎	37-6207	323-0028 小山市若木町一丁目 1 番 2 号	医療法人社団友志会	80 名
介護老人保健施設さくら野	37-1110	323-0061 小山市卒島 110 番地	医療法人さくら会	112 名
老人保健施設つむぎの郷	25-8200	323-0811 小山市犬塚 62 番地 2	医療法人社団星野会	100 名
介護老人保健施設晃南	45-8225	329-0214 小山市乙女 795 番地	医療法人光風会	70 名

●介護医療院

原則として、要介護1以上の方が入所できます。

※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	定員
介護医療院苅部太陽の家	41-1311	329-0213 小山市南飯田 317 番地 5	医療法人信誠会	100 名

住み慣れた地域にある施設に入所したい・・・

地域密着型介護老人福祉施設

定員が29名以下の小規模な特別養護老人ホームで、ユニット介護を中心としたきめ細やかな介護を受けられます。

※原則要介護3以上の方が入所できます。

(要介護1、2の方でも特例的に入所が認められる場合があります。)

サービスの内容

- ・寝たきりなど、常に介護が必要で、自宅では介護を受けることのできない人が対象の施設です。
- ・食事、入浴、排泄などの介助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などが受けられます。



※「地域密着型サービス」のため、原則小山市の被保険者の方以外は利用できません。

サービスの利用者負担額の目安(1回あたり)※負担割合が1割の方の場合 (R5年5月現在)

【ユニット型個室の場合】

○要介護1の方 ⇒ 661円

○要介護4の方 ⇒ 874円

○要介護2の方 ⇒ 730円

○要介護5の方 ⇒ 942円

○要介護3の方 ⇒ 803円

※上記の金額は目安ですので、地域差による金額の違いは考慮しておりません。
また、各種加算を別途算定する場合があります。

★施設の利用にあたっての居住費・食費については、利用者負担の軽減制度があります。
詳しくは P51 をご覧ください。

●地域密着型介護老人福祉施設一覧 ※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	定員
特別養護老人ホーム ソレイユ思川	37-2811	323-0007 小山市松沼 579 番地 1	社会福祉法人明朗会	29名
地域密着型特別養護老人ホーム 大沼の里	38-8489	323-0013 小山市荒井6番地2	社会福祉法人令和会	29名
地域密着型特別養護老人ホーム 富士見荘	38-3232	323-0063 小山市上石塚 15 番地	社会福祉法人薫風会	20名
特別養護老人ホーム 初田郷富士見荘	33-3223	323-0068 小山市下初田 537 番地 2	社会福祉法人薫風会	20名
サンフラワーグリーンホーム	20-3232	323-0808 小山市出井 1939	社会福祉法人洗心会	29名
特別養護老人ホームひらわの郷	38-8558	329-0212 小山市平和 256 番地	社会福祉法人孝友会	29名
特別養護老人ホームいいだの郷	38-8268	329-0212 小山市平和 263 番地 1	社会福祉法人孝友会	29名

認知症状態の高齢者が家庭的な環境の中で共同生活する・・・

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の状態にある高齢者などが、共同生活をしながら日常生活の支援や機能訓練を受けることができます。

なお、「要支援1」と認定を受けた方は利用できません。

サービスの内容

- ・介護スタッフの援助を受けての調理、掃除、洗濯、買物などの日常生活の支援
- ・食事や入浴、排泄の介助
- ・機能訓練 ・レクリエーション など



※認知症の診断がある方が入居できます。

※「地域密着型サービス」のため、原則小山市の被保険者の方以外は入居できません。

サービスの利用者負担額の目安(1回あたり)※負担割合が1割の方の場合

(R5年5月現在)

【1ユニットの施設の場合】

○要支援2の方 ⇒ 760円

○要介護1の方 ⇒ 764円

○要介護2の方 ⇒ 800円

○要介護3の方 ⇒ 823円

○要介護4の方 ⇒ 840円

○要介護5の方 ⇒ 858円

※上記の金額は目安ですので、地域差による金額の違いは考慮しておりません。

また、各種加算を別途算定する場合があります。

●認知症対応型共同生活介護事業所一覧

※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	定員
グループホームふれんど	20-6211	323-0012 小山市羽川 524 番地 1	株式会社フレンド	9名
コープグループホーム喜沢	38-7655	323-0014 小山市喜沢 1475 番地 98	社会福祉法人 ふれあいコープ	18名
グループホームいずみ	39-1030	323-0154 小山市高椅 128 番地 1	社会福祉法人くすの木会	9名
サンフラワーグループホーム	20-4600	323-0808 小山市出井 1933-1	社会福祉法人洗心会	9名
グループホームまゆ	25-8217	323-0811 小山市犬塚 88 番地 1	医療法人社団星野会	27名
グループホーム銀の里	31-0310	323-0813 小山市横倉 481 番地 4	特定非営利活動法人銀の里	18名
指定認知症対応型共同生活介護風わらう舎	31-0255	323-0825 小山市小山 111 番地 1	医療法人社団友志会	9名
グループホームひらわ	38-8271	329-0212 小山市平和 263 番地 4	社会福祉法人孝友会	18名
グループホームふれんど間々田	38-6877	329-0214 小山市乙女 931-1	株式会社フレンド	18名

特定施設入居者生活介護

ケアハウス(介護利用型軽費老人ホーム)や介護付き有料老人ホームなどに入所している高齢者などは、入所施設の職員から食事、入浴、排泄の介助や機能訓練などを受けることができます。

サービスの内容

- ・食事や入浴、排泄の介助
- ・日常生活の世話
- ・機能訓練など



サービスの利用者負担額の目安(1回あたり)※負担割合が1割の方の場合 (R5年5月現在)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ○要支援1の方 ⇒ 182 円 | ○要介護1の方 ⇒ 538 円 |
| ○要支援2の方 ⇒ 311 円 | ○要介護2の方 ⇒ 604 円 |
| | ○要介護3の方 ⇒ 674 円 |
| | ○要介護4の方 ⇒ 738 円 |
| | ○要介護5の方 ⇒ 807 円 |

※外部サービス利用型の場合は別の単価設定となります。

※上記の金額は目安ですので、地域差による金額の違いは考慮しておりません。

また、各種加算を別途算定する場合があります。

●特定施設入居者生活介護事業所一覧 ※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

事業所名称	電話番号 (市外局番は 0285)	所在地	開設者法人名	定員
有料老人ホームさくら本館	23-8161	323-0014 小山市喜沢 667 番地 145	株式会社さくら	48 名
介護付有料老人ホームゆう愛	25-0007	323-0034 小山市神鳥谷五丁目 12 番 13 号	医療法人博愛会	30 名
ケアハウスグレープホーム	30-5200	323-0806 小山市中久喜 1643 番地 1	社会福祉法人小山清風会	50 名
有料老人ホームあたごの里	25-5652	323-0807 小山市城東 4 丁目 15 番 5 号	特定非営利活動法人 あじさい	32 名
介護付き有料老人ホーム サンメゾン小山	32-8255	323-0820 小山市西城南1丁目 11 番地 56	株式会社太陽	30 名
介護付有料老人ホーム しあわせ小山館	45-0020	329-0205 小山市間々田 791-5	株式会社あい愛	30 名
介護付有料老人ホーム しあわせ愚川館	37-6616	329-0214 小山市乙女 1212-1	株式会社あい愛	50 名
アスピア乙女	45-6006	329-0214 小山市乙女 786 番地 1	医療法人光風会	30 名

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の方が入居できる施設・住宅は、サービスの提供の仕方や対象者、料金などにより、様々です。施設・住宅を探す場合は、それぞれの施設・住宅の特徴と受けたいサービス内容を比較して選びましょう。

有料老人ホーム

住まいと食事などのサービスが一体となった施設で、施設職員から介護を受ける「介護付」と、入所者の必要に応じて外部の介護サービス事業所と契約し利用する「住宅型」があります。

サービス付き高齢者向け住宅

「安否確認」と「生活相談」の必須サービスのほか、食事の提供などを行う、シニア世代(60歳以上)の方を対象とした住宅です。介護が必要になった場合は、外部の介護サービス事業所と契約し、介護を受けます。

※所在地順(郵便番号および住所)に掲載しています。

施設名称	話番号 (市外局番は 0285)	施設所在地	開設者法人名	施設の種類	定員
サンリビングたいよう	23-1512	323-0012 小山市羽川 75-2	株式会社太陽	サービス付 高齢者向け住宅	27名
サンフレンズ小山	23-3800	323-0012 小山市羽川 76	株式会社太陽	サービス付 高齢者向け住宅	31名
ハートランド小山式番館	38-6567	323-0014 小山市喜沢 243-8	株式会社ワイグッドケア	サービス付 高齢者向け住宅	25名
家族の家ひまわり小山	20-3215	323-0022 小山市駅東通り 1-22-28	株式会社三英堂商	サービス付 高齢者向け住宅	53名
ハートランド・アイリ小山Ⅰ	049-5716-511	323-0029 小山市城北 6-2-7	株式会社ワイグッドケア	サービス付 高齢者向け住宅	20名
ハートランド・アイリ小山Ⅱ	049-5716-511	323-0029 小山市城北 6-2-8	株式会社ワイグッドケア	サービス付 高齢者向け住宅	23名
ハートランド・アイリ小山Ⅲ	39-6033	323-0829 小山市東城南 1-6-1	株式会社ワイグッドケア	サービス付 高齢者向け住宅	23名
ベストセンター	37-9955	323-0807 小山市城東 6-2-28	株式会社ベストセンター	サービス付 高齢者向け住宅	11名
サンスマイル小山	28-3211	323-0811 小山市犬塚 6-17-1	株式会社太陽	サービス付 高齢者向け住宅	44名
アナベル土塔	27-0070	323-0812 小山市土塔 247-30	特定非営利活動法人あじさい	サービス付 高齢者向け住宅	20名
アウスレーゼ西城南	39-7800	323-0820 小山市西城南 5-8-19	医療法人光風会	サービス付 高齢者向け住宅	39名
ハートランド小山	29-0820	323-0822 小山市駅南町 1-20-4	株式会社ワイグッドケア	サービス付 高齢者向け住宅	40名
小山整形外科の郷	31-1165	323-0826 小山市雨ヶ谷 712-1	医療法人健寿会	サービス付 高齢者向け住宅	45名
ふるさとホーム小山	38-8235	323-0829 小山市東城南 2-21-14	株式会社ヴァティー	サービス付 高齢者向け住宅	35名
有料老人ホームさくら新館	23-8161	323-0014 小山市喜沢 660-16	株式会社さくら	健康型 有料老人ホーム	9名
ふるさとホーム小山第弐	31-3006	323-0829 小山市東城南 2-24-3	株式会社ヴァティー	住宅型 有料老人ホーム	30名
あいあいタウン	41-2131	329-0202 小山市千駄塚 350-1	株式会社アクセス	住宅型 有料老人ホーム	28名
有料老人ホーム 介護の王国はまだ	38-9403	329-0206 小山市東間々田 3-13-28	株式会社アライブ・ライフ	住宅型 有料老人ホーム	19名

◆介護サービスを利用するときの自己負担 高齢支援係 22-9541

- ・サービスを利用するには要介護度に応じて介護保険適用になる上限額(支給限度額)が決められています。
(※施設サービス・ショートステイ・デイサービス利用時の食費や娯楽費・部屋代などは自己負担になり、支給限度額には含まれません。)
- ・支給限度額内でサービスを利用する場合は、サービス費用の1割～3割が利用者負担です。割合については「介護保険負担割合証」をご確認ください。

【居宅サービスの支給限度額】

(R5年5月現在)

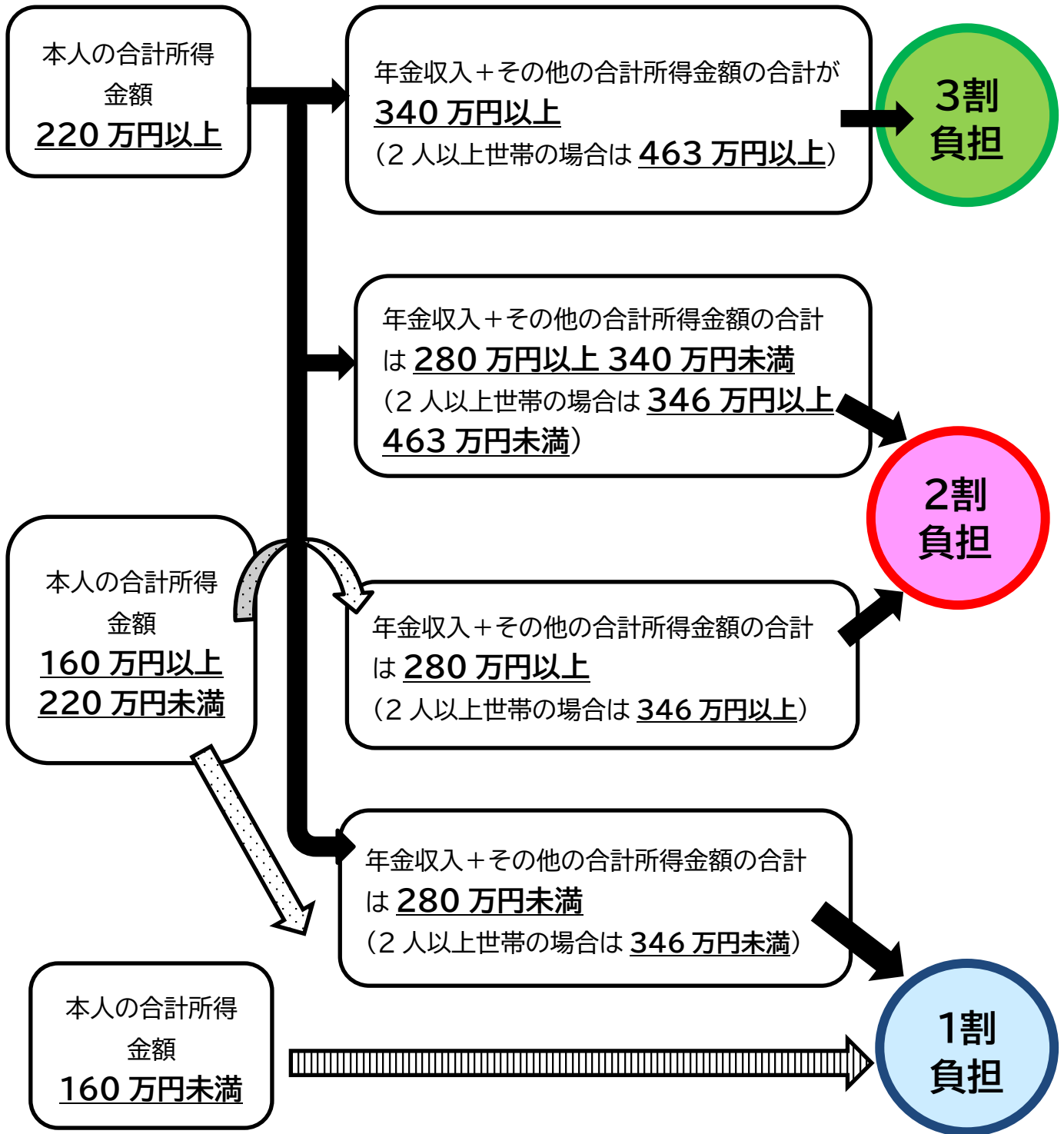
要介護状態区分	支給限度額(1か月)
事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

支給限度額を超えるサービスの利用については、全額自己負担になります。

❁介護保険負担割合証(黄緑色・表裏)

サービスを利用する時には、「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」の2点を事業所に提示してください。

❖負担割合の決まり方



※1 「年金収入+その他の合計所得金額」は本人と同一世帯の65歳以上の方の金額の合計となります。

※2 「合計所得金額」とは、年金や給与等の各収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いたもの(土地や建物に係る譲渡所得は特別控除後の金額)の合計金額で、基礎控除や人的控除等の所得控除をする前の金額のことです。

※3 「その他の合計所得金額」とは※2の「合計所得金額」から公的年金等にかかわる雑所得を除いた所得金額をいいます。

(※2・※3は令和3年度から適用された税制改正による負担額が、被保険者に生じないように調整が行われています。)

※4 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)は、上記にかかわらず1割負担となります。

◆ 利用負担を軽減する制度

高齢支援係 22-9541

① 高額介護(予防)サービス費

1か月に支払った介護保険の自己負担額(サービス費の1割～3割)が一定以上となった場合に、上限を超えた分が払い戻される制度です。上限額は世帯の課税状況等で区分されています。

利用者負担段階区分	上限額 (令和3年8月利用分～)
課税所得約690万円以上の方	140,100円(世帯)
課税所得約380万円以上約690万円未満の方	93,000円(世帯)
市民税課税世帯で課税所得約380万円未満の方	44,400円(世帯)
市民税非課税世帯の方	24,600円(世帯)
市民税非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方	15,000円(個人)
生活保護を受給している方	15,000円(個人)



払い戻しを受けるために事前に申請する必要はありません。
該当する方には、「介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書」を市から送付いたしますので、必要事項を記入の上ご提出ください。

② 高額医療合算介護(予防)サービス費

介護保険と医療保険では、それぞれ月々の上限額を設けて負担を軽減していますが、介護と医療の負担が長期間にわたる世帯では、負担額がなお高額になることがあります。

そういった世帯の負担を軽減するため、介護保険と医療保険の負担額の合計額に、年間の上限が定められています。8月から翌年7月までの1年間に医療保険と介護保険で支払った利用者負担額の合計額が一定額を超えたときには、市に申請することで超えた分が払い戻されます。



払い戻しを受けるために事前に申請する必要はありません。
該当する方には、「高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書」を市から送付いたしますので、必要事項を記入の上ご提出ください。

③介護保険負担限度額認定

現在、施設入所・ショートステイに係る居住費(滞在費)と食費は、原則として利用者の自己負担になっています(具体的な金額は各施設で設定します)。
 しかし、所得が低い方で以下の条件を満たす方は、所得に応じた負担限度額まで居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

- 条件① 世帯全員が市民税非課税であること
 条件② 配偶者が市民税非課税であること(配偶者が別世帯の場合も勘案します。)
 条件③ 預貯金等の勘案する資産額が一定額以下であること※1
 ※非課税年金(遺族年金・障害年金)の金額も軽減段階の判定に勘案されます。

※1 年金収入とその他の合計所得金額により預貯金等の基準額が決まっています。

		単身	夫婦
世帯全員が市民税非課税者	年金収入とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方	500万円	1,500万円
	年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	550万円	1,550万円
	年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	650万円	1,650万円
	老齢福祉年金受給者	1,000万円	2,000万円

※ 2号被保険者の方は一律単身1,000万円、夫婦2,000万円

提出書類(お持ちいただくもの)

①申請書類一式

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・同意書
- ・委任状(本人以外が申請を代行する場合)

※ 印鑑(本人、申請に来られる方のもの)を押していただく箇所がございます。

②本人の個人番号を確認できる書類の写し(本人の個人番号カード、通知カード)

※ 提出が困難な場合は、「個人番号の確認に係る同意書」を提出してください。

③窓口にいらっしゃる方の身分証明書(運転免許証等)

④預金通帳(本人と本人の配偶者が口座名義人になっている通帳全て)の写し

※ 「銀行名や口座名義人が分かる見開きのページ」と「残高が分かるページ」が必要です。

「残高が分かるページ」については、最新の残高が分かるよう、記帳を行った上で申請日から2か月前までの取引履歴が分かるように添付してください。

⑤次ページ【勘案する資産】に記載の審査対象となる資産を証明する書類

⑥非課税年金に係る通知書(非課税年金を受給している場合) 提出が困難な場合は、その旨をお伝えください。

⑦被保険者証 提出が困難な場合は、その旨をお伝えください。

勘案する資産

※審査の対象となる預貯金等については、資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの(下表参照)が対象となります。なお、生命保険・自動車保険・時価評価額の把握が難しい宝石等の貴金属などは対象となりません。

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金(普通・定期)	通帳の写し
有価証券(株式・国債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金等の現金	申請書に記載する金額

※負債(借入金、住宅ローンなど)は、預貯金等から差し引いて計算を行いますので、写しを添付してください。

介護保険負担限度額認定証(黄色・表裏)

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日 令和 4年 5月 1日	
被保険者	番号
	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日 年 月 日 性別
	適用年月日 令和 年 月 日 から
	有効期限 令和 年 月 日 まで
	食費の負担限度額 (介護予防 短期入所生活介護 介護サービス その他のサービス) 円
	居住費又は滞在費の負担限度額 ユニット型個室 ユニット型個室の多床室 従来型個室(特養等) 従来型個室(老健・療養等) 多床室 円
	保険者番号並びに保険者の名称及び印 092080 小山市中央町1-1-1 小山市

食費・居住費の負担限度額が記載されています。軽減される段階によって金額が異なります。



介護保険負担限度額認定の期間は8月～翌年7月末までの1年間となっておりますので、必要な方は毎年更新の手続きをしていただくこととなります。更新手続きや受付期間については、市より通知でお知らせいたします。

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護 (日額)

※R5年5月現在

		食費		居住費(滞在費)		
		ショートステイ	施設入所	多床室(相部屋)	従来型個室	ユニット型個室
下記以外の方の負担額(平均)		1,445円		855円	1,171円	2,006円
世帯全員が市民税非課税者の負担額	年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	1,300円	1,360円	370円	820円	1,310円
	年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	1,000円	650円	370円	820円	1,310円
	年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	600円	390円	370円	420円	820円
	老齢福祉年金受給者	300円	300円	0円	320円	820円
生活保護受給者						

介護老人保健施設・短期入所療養介護 (日額)

※R5年5月現在

		食費		居住費(滞在費)		
		ショートステイ	施設入所	多床室(相部屋)	従来型個室	ユニット型個室
下記以外の方の負担額(平均)		1,445円		377円	1,668円	2,006円
世帯全員が市民税非課税者の負担額	年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	1,300円	1,360円	370円	1,310円	1,310円
	年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	1,000円	650円	370円	1,310円	1,310円
	年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	600円	390円	370円	490円	820円
	老齢福祉年金受給者	300円	300円	0円	490円	820円
生活保護受給者						

【介護保険負担限度額認定の特例減額措置】

世帯の中に市民税が課税されている方がいる場合、原則として食費・居住費の負担は軽減されませんが、介護保険施設に入所して食費・居住費を負担した結果、在宅に残る配偶者などのご家族が生計困難に陥る可能性がある場合は、食費・居住費(片方または両方)について負担限度額を適用する特例措置が受けられます。

④社会福祉法人等による利用者負担の軽減

社会福祉法人等により提供されるサービスの利用者のうち、市民税非課税世帯で特に生計が困難な人に対して、その利用者負担(介護費負担、食費負担、日常生活負担)を軽減する制度があります。

なお、世帯分離等で実質的に市民税課税者と生計を共にしている方や市民税課税者の税法上の扶養になっている方、介護保険料を滞納している方を除きます。

詳しくは、市までお問い合わせください。

⑤小山市居宅サービス利用者負担助成事業

小山市では市独自の事業として、在宅でサービスを利用し特に生計困難である方を対象に、支払った利用料の額の10分の2を助成します。

助成対象者

○市民税非課税世帯に属し、生活保護世帯と同程度の実収入しかない方です。

なお、世帯分離等で実質的に市民税課税者と生計を共にしている方や市民税課税者の税法上の扶養になっている方を除きます。

○保険料等の滞納等により保険給付の制限を受けている方については、当該制限を受けている期間は、対象者となりません。

○「社会福祉法人等による利用者負担の軽減」を受けられることができる方は、対象者となりません。

助成対象となるサービスの種類

通所介護・通所リハビリ・訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ・訪問入浴介護・福祉用具貸与・短期入所生活介護などの在宅サービス。

助成額

利用者負担額の10分の2。なお、利用者負担額とは、保険対象分に係る本人負担をさし、「保険一部負担金」等と領収証に記されている額で、食材料費や日用品は含みません。

高額介護(予防)サービス費の支給がある場合は助成額から高額介護(予防)サービス費の支給額を控除します。

申請に基づき適用の可否を確認し、「介護保険居宅サービス利用者負担助成認定書」交付します。詳しくは、市までお問い合わせください。

5. 介護保険以外の福祉サービス

介護保険とともに、介護保険を使わずに利用できる高齢者在宅福祉サービス・高齢者一般向け助成制度・在宅で介護をする方への助成制度を実施しています。

◆介護保険を使わずに生活支援を受けられるサービス(在宅福祉サービス) 生きがい推進係 22-9617

主に一人暮らしや高齢者のみの世帯で、生活の支援を必要としている方を対象としたサービスです。高齢者の自立した生活の維持を支援することで、要介護状態になることを遅らせたり、要介護度の重度化を防止したりすることがねらいです。

※申請方法は→P57

①配食サービス

業者が弁当を届けます。(利用者の安否確認も兼ねています。)

対象者	65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、調理や食材の買物が困難な方
回数上限等	週5食まで(原則1日1食)
金額等	1食あたり200円を市が補助

※配食サービスについては地域支援係(22-9616)

②軽度生活援助事業

軽易な日常生活上の援助を行ないます。

《例》除草・掃除・家周りの手入れ 等

対象者	65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方
回数上限等	月4時間まで
金額等	自己負担額は利用者の介護保険料所得段階によります。 1～3段階 … 30分/200円 4段階以上 … 30分/300円

※介護保険料の決定方法はお問い合わせいただくか、小山市ホームページにて確認いただけます。

③寝具洗濯乾燥消毒サービス

業者が数日間寝具を預かり、洗濯・乾燥・消毒を行い、自宅まで届けます。

対象者	65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方
回数上限等	年度内に2回まで。1回につき寝具3種類まで
金額等	自己負担額は1回/800円

④医療機関への移送サービス

自宅と医療機関の往復に利用できるタクシー券を交付します。自宅から医療機関までの距離による定額料金で利用できます。

対象者	以下(1)、(2)に該当する方 (1)65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方 (2)公共交通機関の利用が困難で、自家用車の利用もできない方
回数上限等	月2回(片道で1回)
金額等	自己負担額は自宅から医療機関までの距離に応じて決まります。 1回あたりの利用料金 3 kmまで… 400円 12 kmまで… 2,450円 6 kmまで… 800円 15 kmまで… 3,100円 9 kmまで… 1,650円 18 kmまで… 4,200円

⑤短期入所事業(ショートステイ)

災害や介護放棄等の理由により、在宅における生活が困難となった高齢者の方を一時的に施設で保護します。

対象者	介護保険の認定を受けていない 65歳以上の方のうち、下記(1)または(2)どちらかに該当する方 (1)一人暮らし等で、災害等により一時的に施設での保護が必要な方 (2)介護放棄、虐待を受けており一時的に施設での保護が必要な方
回数上限等	年度内に7日まで
金額等	自己負担額 入所料金 最低1日/907円～ ※食費は自己負担 送迎料金 片道/374円

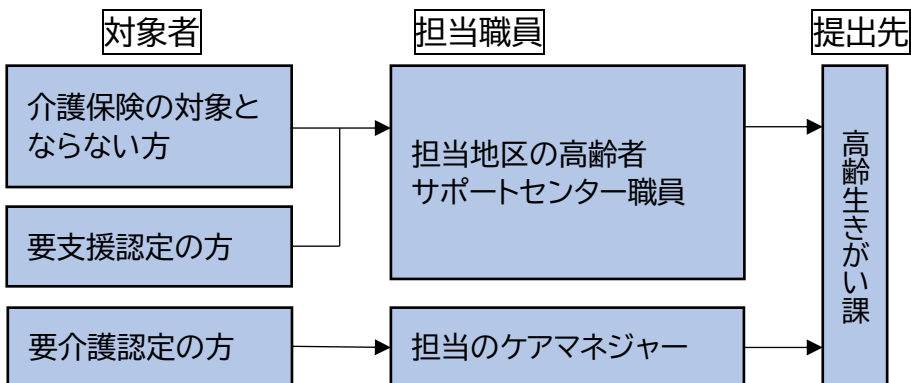
⑥日常生活用具の給付・貸与

火災予防のための器具(電磁調理器、火災警報器、自動消火器)の給付、または寝台(介護用ベッド)の貸与を行います。

給付	対象者	65歳以上の一人暮らし高齢者等で、認知症などによる心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な方
	金額等	自己負担額は器具の料金の1割
貸与	対象者	65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方で、介護保険の対象とならない方
	金額等	自己負担額は月/500円
回数上限等		年度内に給付または貸与いずれか1品目利用可

●在宅福祉サービスの申請方法

サービスをご利用希望の方は以下の担当職員へご相談下さい。
(各職員が申請書を作成し、高齢生きがい課へ申請します。)



◆高齢者一般向け助成制度

生きがい推進係 22-9617

高齢者一般の健康維持等を目的としたサービスです。

①緊急通報装置の貸与

高齢者の急病や災害時に迅速な対応が図れるよう、緊急通報装置を貸与します。

対象者	下記(1)または(2)どちらかに該当する方 (1)65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方 (2)一人暮らしの重度身体障害者(身体障害者手帳 1・2級所持者)、精神障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方
金額等	原則貸出無料。他有料サービスあり。
申請方法	お住まいの地区担当の民生委員にご相談ください。 ※民生委員が不明な場合は、高齢生きがい課にご連絡ください。

②老人性白内障特殊眼鏡等購入費助成金

老人性白内障手術後の視力矯正のための眼鏡レンズ等の購入費を助成します。

対象者	下記(1)～(3)全てに該当する方 (1)手術をした日において65歳以上の方 (2)視力矯正のため、補助眼鏡等を使用する必要があると医師が認めた方 (3)市税の滞納がない方 ※申請期限…手術をした翌月から1年以内												
回数上限等	1名につき眼鏡レンズは1対、コンタクトレンズは2眼まで												
助成額	補助額は以下の通り <table border="1"><thead><tr><th>レンズの種類</th><th>補助額</th><th>上限</th></tr></thead><tbody><tr><td>補助眼鏡レンズ</td><td>購入費×1/2</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>コンタクトレンズ</td><td>購入費</td><td>25,000円</td></tr><tr><td>特殊眼鏡レンズ</td><td>購入費</td><td>30,000円</td></tr></tbody></table> ※レンズ以外(フレーム等)購入費は補助対象外です。	レンズの種類	補助額	上限	補助眼鏡レンズ	購入費×1/2	10,000円	コンタクトレンズ	購入費	25,000円	特殊眼鏡レンズ	購入費	30,000円
レンズの種類	補助額	上限											
補助眼鏡レンズ	購入費×1/2	10,000円											
コンタクトレンズ	購入費	25,000円											
特殊眼鏡レンズ	購入費	30,000円											
申請方法	高齢生きがい課窓口へ所定の申請書様式にて申請。												



③はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術費助成券

はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧の施術費の助成券を交付します。

対象者	下記(1)・(2)全てに該当する方 (1)当該年度の4月1日において70歳以上の方、または65歳以上で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方 (2)市税の未納がない方
回数上限等	施術費助成券を年度内に6枚交付。
助成額	施術1回につき800円(助成券1枚)
申請方法	高齢生きがい課窓口または各出張所窓口へ所定の申請書様式にて申請。

④シルバーカー購入費助成金

シルバーカー(高齢者が歩行の補助に使う四輪の手押し車)の購入時の費用の一部を助成します。

対象者	下記(1)～(4)全てに該当する方 (1)シルバーカーを購入する日において65歳以上の方 (2)要支援1・2または要介護1・2認定の方 (3)歩行の際に杖等の補助を必要とする方 (4)市税の滞納がない方 ※申請期限…シルバーカー購入日から1年以内
回数上限等	1人につき1台まで
助成額	シルバーカー購入費×1/2で、上限6,000円
申請方法	高齢生きがい課窓口へ所定の申請書様式にて申請。



◆在宅で介護をする方への助成制度 生きがい推進係 22-9617

自宅で要介護高齢者の介護を行う方への支援を目的としたサービスです。

①在宅ねたきり老人等介護手当

在宅での介護を行っている方の慰労のため、介護手当を支給します。

対象者	<p>市内在住で下記に該当する方〔(1)～(4)すべて該当する方〕を在宅で介護する方。</p> <p>(1)65歳以上の高齢者 (2)要介護4・5の方 (3)引き続き3か月以上市内に住所を有する方 (4)引き続き3か月以上居宅において生活している方</p>									
助成額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料所得段階</th> <th>支給額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3段階</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>4～7段階</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>8段階以上</td> <td>支給対象外</td> </tr> </tbody> </table>	保険料所得段階	支給額(月額)	1～3段階	10,000円	4～7段階	5,000円	8段階以上	支給対象外	<p>〔 ※介護保険料の決定方法は お問合せいただくか、市ホームページにて確認いただけます。 〕</p>
保険料所得段階	支給額(月額)									
1～3段階	10,000円									
4～7段階	5,000円									
8段階以上	支給対象外									
申請方法	高齢生きがい課窓口へ所定の申請書様式にて申請									

②在宅ねたきり老人等紙おむつ券

在宅介護を行っている方の経済的負担軽減のため、紙おむつ購入の助成券を支給します。

対象者	<p>市内に住所を有する、市県民税非課税世帯で在宅介護を必要とし、常時紙おむつの使用を必要とする方で下記(1)または(2)どちらかに該当する方</p> <p>(1)申請日に要介護1～5の認定を受けている方 (2)申請日に障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳)の交付を受けている方</p> <p>※身体障害者手帳交付者で、排泄管理支援用具(ストマ装具)の給付を受けている方、施設に入所している方・入院中の方、月半分(15日以上)ショートステイを利用されている方は対象外となります。</p>	
回数上限等	<p>助成券交付枚数 非課税世帯… 年度内最大12枚 申請は年度内1回のみとなります。 ※年度途中の申請の場合、支給枚数はその分少なくなります。</p>	
助成額	<p>助成券1枚で1,000円助成</p>	
申請方法	<p>社会福祉協議会または高齢生きがい課窓口へ所定の申請書様式にて申請。 申請様式は同窓口で発行、または社会福祉協議会ホームページ(http://oyama-syakyo.or.jp/zaitaku/omutu)にてダウンロードできます。 問合せ 社会福祉協議会 22-9501 または 22-9502 高齢生きがい課 地域支援係 22-9616</p>	

※「在宅ねたきり老人等紙おむつ券」の事業実施内容については、令和6年度から変更予定です。
 詳細については、小山市ホームページ等でお知らせいたします

❖高齢者一般向け助成制度・在宅で介護をする方への助成制度 申請方法(一覧)

制度名	申請・相談先
老人性白内障特殊眼鏡等購入費助成金 シルバーカー購入費助成金 在宅ねたきり老人等介護手当	高齢生きがい課へ申請
緊急通報装置の貸与	民生委員へ相談
はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術費助成券	高齢生きがい課 または 各出張所へ申請
在宅ねたきり老人等紙おむつ券	社会福祉協議会 または 高齢生きがい課へ申請

- ・申請書様式は同窓口で交付、または市ホームページにてダウンロードできます。
- ・申請書以外の必要書類等はお問い合わせいただくか、市ホームページにてご確認ください。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請も可能となりました。
希望される方は、お電話にてお問合せください。



6. 在宅医療について

◆在宅医療をはじめたいと思ったら 在宅医療介護連携係 22-9853

①在宅医療ってなあに？ ~いつまでも自分らしい生活をしたいあなたに、在宅医療をご紹介します~

在宅医療とは、医師・歯科医師・看護師・薬剤師・リハビリ専門職等の医療関係者が、定期的および臨時的に患者さんの住まいを訪問して提供する医療行為のことを言います。いつまでも自分らしい生活ができるよう、自宅や施設などの生活の場で病院と同じような治療やケアを受けることができます。

■在宅医療には、訪問診療と往診があります■

① 訪問診療
定期的に自宅等に訪問して行う診療



② 往診
患者さん等の求めに応じて臨時で訪問して行う診療

●在宅医療に関わる人(職種)

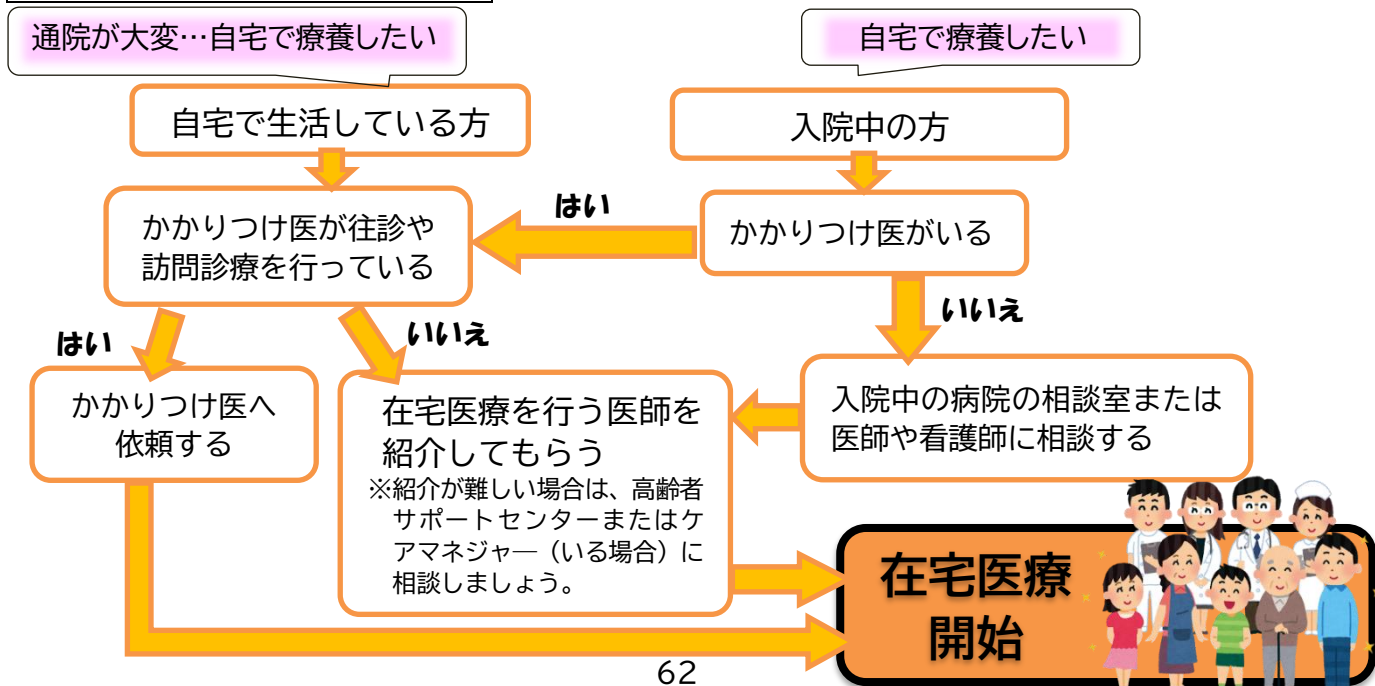
医師(訪問医療機関)、歯科医師(歯科診療所)、薬剤師(薬局)、訪問看護師(訪問看護事業所)、管理栄養士、リハビリ専門職 など

●在宅医療にかかる費用

内容	負担割合	費用(金額の一例)	
訪問診療・往診	1割負担 ※	月2回の訪問診療と往診を受ける場合	訪問診療(月2回):約7,000~8,000円 往診:約1,000円程度/回
訪問歯科診療		月1回の訪問歯科診療を受け場合	治療費:約2,000円/回(治療内容により変わる) 指導費+往診費:約1,430~1,550円/回
訪問看護		週1回の訪問看護と急変時の24時間体制が付いた訪問看護サービスを受ける場合	約5,000円/月
訪問服薬指導		訪問して薬を管理する場合(別途お薬代がかかります)	約290~650円/回

※所得に応じて1~3割の自己負担分を支払います。診察内容や処置、検査などによって負担金額は変わりますので、詳しくはそれぞれの医療機関にお問い合わせください。

②在宅医療を受けるためには



7. 認知症かなと思ったら

◆認知症に関する相談・認知症の方を支える家族への支援

在宅医療介護連携係 22-9853

認知症とは…？

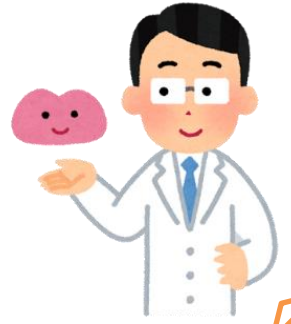
認知症は脳の病気です

認知症とは、様々な原因で脳の働きが悪くなり、記憶力や判断力などが低下し、日常生活にまで支障が出る状態で、通常に加齢による衰えとは違います。例えば、朝ご飯に何を食べたか思い出せないといった体験の一部を忘れるのは、加齢によるもの忘れですが、朝ご飯をたべたこと自体を忘れてしまう場合は、認知症が疑われます。

認知症は早期の発見が大切です

認知症は誰でもなる可能性があり、生活習慣病など多くの病気と同じく、早期の発見と治療がとても大切な病気です。早期に発見し適切な対応をすれば、その人らしい充実した暮らしを続けることができます。

P71に自分でできる認知症の気づきチェックリストがあります。セルフチェックにご活用ください。



①認知症(医療・介護)相談事業

ご家族や周囲の方で「もの忘れがひどくなった」「近頃迷子になる」など、もしかして認知症かしら…と思う方はいませんか？周囲の対応方法や医療や保健福祉サービスなどについて、専門のスタッフ(専門医や相談員)がご相談に応じます。

- 対象者 市内在住で、認知症または認知症の症状を有する方およびその家族
- 日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
- 問合せ先 ・高齢生きがい課
・各地区高齢者サポートセンター(市内6か所)(P79参照)

*認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、ご本人の権利を守る援助者を選ぶことでご本人を法的に支援する制度である、成年後見制度については、P75をご覧ください。

❖その他の相談先

まずは、かかりつけ医への相談が基本です。
専門医療機関については、ご相談の際にお問い合わせください。



●認知症かどうか相談したい…

専門の医療機関(精神科、神経内科、脳神経外科)、もの忘れ外来等を受診してください。

※栃木県内には認知症疾患に関する医療の中核機関で、鑑別診断、専門医療相談などを行う認知症疾患医療センターがあります。

●認知症サポート医とは？

国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが行う認知症サポート医研修を修了し、「認知症かかりつけ医」への助言等を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携役となる医師です。

●オレンジドクターとは？

とちぎオレンジドクターは、県に登録された「もの忘れ・認知症相談医」です。

小山市内の認知症サポート医およびオレンジドクターの在籍する医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話番号
友井内科クリニック	小山市駅東通り1-3-3	30-1111
高岩内科医院	小山市駅東通り2-38-13	22-0170
福田医院	小山市宮本町2-4-6	25-5511
杉村病院	小山市城山町2-7-18	25-5533
近藤クリニック	小山市天神町1-9-22	23-2825
関医院	小山市中久喜5-2-1	22-0285
いしい整形外科	小山市犬塚1-21-8	20-3588
ハンディクリニック	小山市西城南6-3-9	28-6777
藤原クリニック	小山市雨ヶ谷新田71-1	27-2421
松岡クリニック	小山市東城南1-3-32	27-4135
星野病院	小山市粟宮1-7-8	23-7227
須田医院	小山市大字間々田1489-12	45-7712
サンフラワークリニック	小山市出井 1935-1	22-1920
おだ内科クリニック	小山市羽川524-4	24-5588
三田整形外科	小山市大字間々田18-1	45-8800
青木医院	小山市大字網戸1850	45-5545

②認知症初期集中支援チーム

～すばやく集中的なサポートで、認知症の困り事・心配事の解決をお手伝いします！～

認知症の人やその家族に対して、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でよりよい暮らしを続けられるために早期診断・早期対応に向けた支援を行います。チーム員が自宅に訪問して一定期間(おおむね 6 か月以内)集中的に支援します。

- 対象 40歳以上の自宅で生活している認知症の方や認知症が疑われる方で、
 - 認知症の診断を受けていない方や治療を中断している
 - 適切な医療サービスや介護サービスを受けていない
 - 医療や介護サービスを利用していても症状が悪化して対応に悩んでいる 等の方が対象
- チーム員 医療、福祉、介護の専門家たち(医師・保健師・看護師・介護福祉士等)

早期発見による3つのメリット

メリット1 早期治療で改善も期待できる

認知症の原因になる病気は様々ですが、早期発見し早期に治療を始めることで、改善が期待できるものもあります。

メリット2 進行を遅らせることができる

認知症の症状が悪化する前に適切な治療やサポートを行うことによってその進行のスピードを遅らせることができる場合があります。

メリット3 事前に様々な準備ができる

早期発見によって、症状が軽いうちに本人や家族が話し合い、今後の治療方針を決めたり利用できる制度やサービスを調べたりする「認知症に向き合うための準備」を整えることができます。

③認知症地域支援推進員をご存知ですか？

認知症は早期に発見し、治療による進行の予防や地域ぐるみの対応により、住み慣れた地域で安心して暮らすことができます。

認知症地域支援推進員は、医療・介護および地域の支援機関のコーディネーターとして、認知症の本人や家族への相談支援体制の充実、適切なケアの普及、認知症サポーターの養成等を行います。

●主な業務内容

<認知症の理解を深めるための普及啓発>

- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・講演会の開催

<医療・介護等の相談や情報提供>

- ・窓口・電話・訪問による相談
- ・専門医による医療相談
- ・初期集中支援チームの運営
- ・認知症ガイドブック(ケアパス)の作成
- ・認知症予防教室の開催

<認知症の方や介護者への支援>

- ・認知症カフェの活動支援

<認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり>

- ・医療・介護・地域の支援機関とのネットワークづくり
- ・チームオレンジの活動支援

●認知症地域支援推進員が所属する場所

- ・市高齢生きがい課
- ・各地区高齢者サポートセンター(市内 6 か所)(P79参照)



認知症サポーター養成講座(初級・上級)

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り支える「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを、市民の手によってつくっていくことを目指しています。

内容	【初級版】認知症に関する基礎知識、認知症の人と接するときの心がまえや、その家族の気持ちの理解についての講話 【上級版】認知症への理解をさらに深め、個人または地域で出来ることについてのグループワーク
対象者	地域住民の方、市内の事業所・企業での学習会等 (上級は初級受講済みの方が対象)
申込方法	おやま・まちづくり出前講座にてお申し込みください。



チームオレンジとは・・・？

「チームオレンジ」とは、地域のボランティア団体などから組織される、地域ネットワークです。認知症の方やその家族が集える場を運営するなどによって、皆様を支援します。

認知症を支える認知症サポーターはもちろん、認知症の方もチーム員として活躍しています。令和4年度には、小山市に4つのチームオレンジができました。

認知症サポーターがステップアップ講座を受講し、小山市にチームとして登録すると、登録証とバッチを贈呈しています。



④認知症カフェ(オレンジカフェ)

認知症のご本人や家族、介護を経験された方、認知症に関心のある方、地域の方など、どなたでも参加できる交流の場です。お茶を飲みながらおしゃべりや情報交換ができるほか、認知症のご本人にとっては安心して過ごせる場でもあります。



名称	開催場所	時間	利用者負担	問い合わせ先
オレンジカフェ	旧小山市保健福祉センター4階 ボランティア研修室 中央町2-2-21	毎月第2・第4火曜日 13時30分～15時30分	100円	高齢生きがい課 22-9853 小山市介護家族の会 090-4397-5512
夢紡ぐ家 ～たむらさんち～	きぬの里 高椅747	毎週火・金曜日 9時30分～15時	無料	社会福祉法人くすの木会 49-3636 090-1667-2418
ひなたぼっこ	いきいきふれあい センターおとめ 乙女3-15-21	毎月第1・第3水曜日 10時～11時30分	無料	間々田地区認知症に寄り添う会 45-5501
ほのかさろん	穂の香苑 間々田1442	毎週月曜日 10時～12時	100円	社会福祉法人厚生会 穂の香苑 45-1156

⑤認知症予防教室

認知症の原因や予防対策についての知識の普及を図るための「認知症予防教室」を各地区で開催しております。

脳の機能を高め認知症の予防を図るプログラムを取り入れた、地域プログラム型認知症予防教室を開催し、教室修了後は自主グループ化に向けた支援も行っています。

また、各地区のご要望に応じた認知症予防教室も開催しておりますので、高齢生きがい課または各地区高齢者サポートセンターまでご相談ください。



⑥もの忘れ相談会

もの忘れが心配な方やそのご家族を対象に、中央図書館で個別相談会(年3回程)を開催しています。認知症地域支援推進員や保健師がご相談に応じます。認知症に関することや、医療・介護保険サービス等について情報提供も行っています。

事前予約は不要です。開催日時の詳細は広報おやまで掲載いたしますのでご確認ください。

⑦タッチパネルでもの忘れチェック



タッチパネル形式のもの忘れプログラムを使い、もの忘れについての簡易チェックができます。検査と一緒に認知症相談も可能です。

認知症予防教室や各種イベントで実施いたします。検査は1人5分程度、費用は無料です。

各種イベント以外での実施を希望される方は事前に高齢生きがい課へお問い合わせください。

《自分でできる認知症の気づきチェックリスト》

「ちょっと認知症かな？」と気になり始めたら自分でチェックしてみましょう。ご家族や身近な方がチェックすることもできます。

	最もあてはまるところに○をつけてください。			
チェック①	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
財布や鍵など、物を置いた場所が分からなくなることがありますか	1点	2点	3点	4点
チェック②	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
5分前に聞いた話を思い出せない事がありますか	1点	2点	3点	4点
チェック③	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
周りの人から「いつも同じ事を聞く」などのもの忘れがあるとされますか	1点	2点	3点	4点
チェック④	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
今日が何月何日かわからない時がありますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑤	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑥	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
貯金の出し入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑦	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
一人で買い物に行けますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑧	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑨	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑩	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
電話番号を調べて、電話をかけることができますか	1点	2点	3点	4点

チェックをしたら、①から⑩の合計を計算 ➡ 合計点

 点

20点以上の場合は、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。

P64で紹介しているお近くの相談機関や医療機関に相談してみましょう。

※このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で、医学的診断に代わる

ものではありません。認知症の診断には、医療機関での受診が必要です。

※身体機能が低下している場合は点数が高くなる可能性があります。



出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課認知症支援担当「知って安心認知症」（令和3年11月発行）

⑧認知症ケアパスについて

※認知症の進行及び経過には、個人差があります。

認知症の症状の段階に応じて利用できるサービスをまとめてあります。
サービス内容の詳細については【 】内のページへお進みください。

認知症の症状の段階	サービスの内容	認知症の疑い(MCI)段階の方	軽度の認知症疑いの方	中程度の認知症疑いの方	重度の認知症疑いの方
サービスの分類		もの忘れ、買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である
介護予防・悪化予防 他者とのつながり 支援 社会参加	社会参加をし、人と交流することが、認知症予防及び悪化予防につながります。	<p>認知症予防教室、予防教室OBによる自主グループ活動【P66】 いきいきふれあい事業【P5】 シニア元気あつが塾【P4】</p> <p>自治会活動 老人クラブ【P3】</p> <p>各種ボランティア ・ 地区社協活動 ・ チームオレンジ【P65】 ・ オレンジカフェ【P66】</p>	※利用者・参加者として	<p>通所介護・認知症対応型通所介護【P27・P31】 通所リハビリ【P32】</p> <p>訪問介護【P19】 訪問リハビリ【P23】 訪問入浴【P22】</p>	
仕事・役割支援	能力を活かした仕事や役割を行うことで、生きがいを感じることができます。	<p>自治会活動 老人クラブ【P3】</p> <p>シルバー人材センター【P3】</p> <p>各種ボランティア活動</p> <p>チームオレンジ【P65】 ・ オレンジカフェ【P66】</p>	※活動の担い手として		
認知症に関する 相談支援	認知症の症状や今後の生活のこと、介護保険サービス等のサービスについて等、専門職が相談に応じます。	<p>高齢者サポートセンター【P79】</p> <p>認知症相談(高齢生きがい課)【P63】 ・ チームオレンジ【P65】 ・ もの忘れ相談会【P66】 ・ タッチパネルでもの忘れチェック【P66】</p> <p>認知症初期集中支援チーム【P64】</p> <p>居宅介護支援事業所【P16】</p>			
医療面・服薬管理 支援	症状に合わせて薬の調整をします。 継続的に服薬できるような支援をします。	<p>かかりつけ医 かかりつけ医認知症対応力向上研修修了医 認知症サポート医及びオレンジドクター【P63】</p> <p>居宅療養管理指導【P26】</p>			
安否確認・見守り 支援	万が一に備え、各方面による安否の確認や見守りをします。 ひとり歩き中に行方不明となる恐れのある方の居場所が分かる携帯用品を利用する際の費用の一部を助成します。	<p>緊急通報装置【P58】</p> <p>認知症サポーター・チームオレンジ【P65】 民生委員 友愛訪問 地区社協活動</p> <p>配食サービス【P55】 見守り協力事業所</p> <p>徘徊高齢者支援事業【P72】 徘徊高齢者 SOS ネットワーク【P72】</p> <p>一部地域 ⇒ 安心見守りサポーター</p>			

※認知症の進行及び経過には、個人差があります。

認知症の症状の段階		認知症の疑い(MCI)段階の方	軽度の認知症疑いの方	中程度の認知症疑いの方	重度の認知症疑いの方
サービスの分類	サービスの内容	もの忘れ、買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である
生活支援	自分で行うことが困難な日常生活動作を支援、または生活上のアドバイスをします。	配食サービス【P55】 移送サービス【P56】 軽度生活援助【P55】 訪問指導事業	通所介護・認知症対応型通所介護【P27・P31】 訪問介護【P19】 訪問入浴【P22】 小規模多機能施設【P36】		
身体的ケア支援	症状や心身機能の悪化を防ぎながら、必要な身体的ケアをします。		小規模多機能施設【P36】 訪問介護【P19】 訪問看護【P22】 短期入所(ショートステイ)【P34】		
家族支援	同じ立場の家族や介護経験者と交流することで、介護の不安やストレスを軽減することができます。	チームオレンジ【P65】・介護家族の会 オレンジカフェ【P66】 民生委員 高齢者サポートセンター【P79】 居宅介護支援事業所【P15】			
住まいの支援	できる限り自立した生活を送りながら、必要なサービスを受け、安全安心に過ごすことができます。	サービス付き高齢者住宅・高齢者賃貸住宅・有料老人ホーム【P47】 住宅改修費の支給【P37】 福祉用具貸与・購入【P38】	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)【P45】 小規模多機能施設【P36】 短期入所(ショートステイ)【P34】 介護老人保健施設・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)【P42】		
権利擁護のための支援	虐待や身体的拘束を受けず、権利や財産が守られます。	高齢者サポートセンター【P79】	あすてらす(日常生活自立支援事業) 成年後見制度利用支援事業【P75】		

◆認知症の方が安心して生活を送れるために

在宅医療介護連携係 22-9853

① 徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業

「SOS ネットワーク」とは、認知症などによりひとり歩き中に行方がわからなくなってしまうおそれのある方について事前に届出をしていただくことで、実際に行方不明になった場合に、地域の事業所等の協力をいただき、早期に発見する仕組みのことです。(SOS ネットワークの流れは、次ページをご覧ください。)

また、登録された方は、ひとり歩き中に他人の物を壊してしまった場合などにご利用できる個人賠償責任保険に加入となります。(対象条件があります。詳細は②をご確認ください。)

対象者	市内在住の方、または市内介護サービス事業所で介護サービスを利用している方で、認知症・若年性認知症等によりひとり歩き中に行方がわからなくなってしまうおそれのある方
-----	--

② 徘徊高齢者等賠償責任保険加入支援事業

SOS ネットワークに登録された方がひとり歩き中に誤って他の方に損害を与え、損害賠償責任を負った場合に、被害者に支払うべき賠償金を保険会社が負担します。

また、認知症の方が法的責任を負うことができないとされ、介護家族等の方が法的責任を負った場合にも保障が受けられます。被害者への対応は、保険会社による示談交渉代行サービスがご利用いただけます。

この保険は小山市が保険契約を行い、掛け金を負担します。登録者の方の自己負担はありません。

対象者	SOS ネットワークに登録している市内在住の 40 歳以上かつ、市税・介護保険料に滞納のない方
保険対象となる例	他人にケガをさせたり他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者に保険金が支払われます。 例)踏切に誤って侵入し、電車を遅延させてしまった。 ひとり歩き中に店頭の商品を落として壊してしまった。 ホテルの窓ガラスを割ってしまった。など
補償額	最大 1 億円(国内外ともに)

●①・②の登録方法

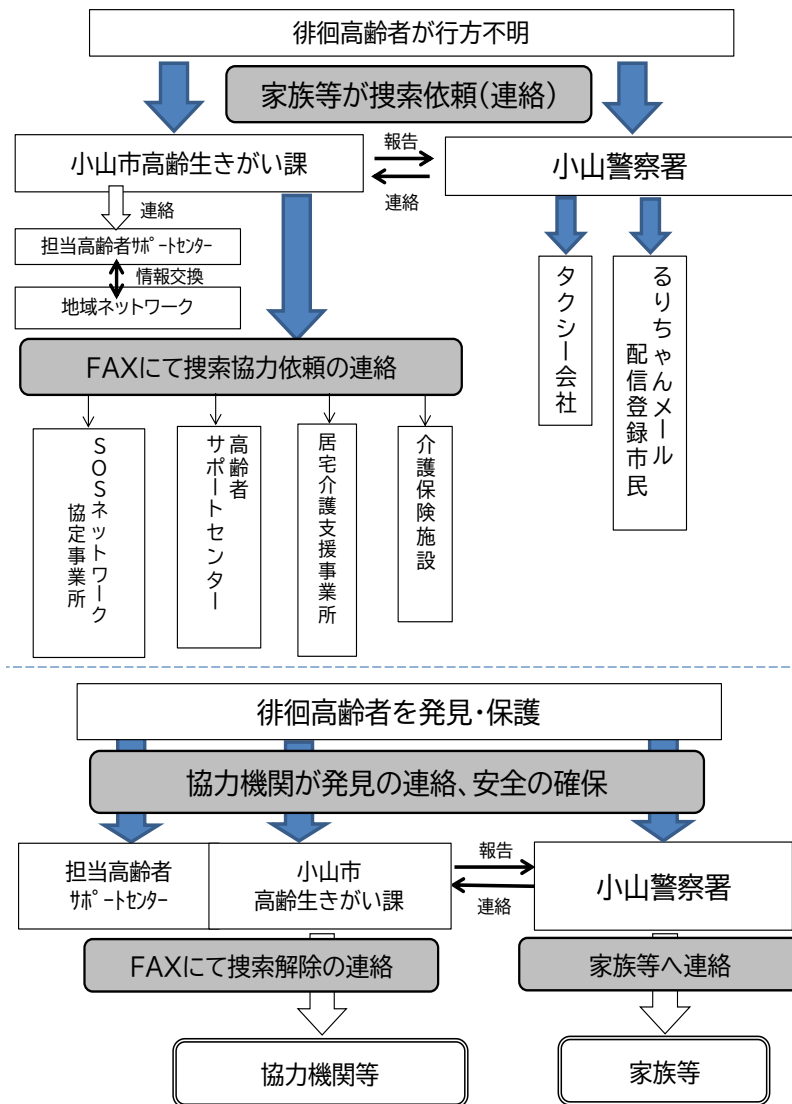
事前登録制です。下記書類にご記入いただき、高齢生きがい課へご提出ください。

提出書類	申請に必要な用紙は、高齢生きがい課、小山警察署、各高齢者サポートセンターに設置しております。また、市のホームページでもダウンロードできます。 (1)SOS ネットワーク登録票 ※本人の背格好、特徴、ひとり歩き中に行きそうな場所などを記入してください。 ※可能であれば、最近撮影された登録者本人の写真を添付してください。 (2)徘徊高齢者等賠償責任保険手続きに伴う確認書 (3)市税および保険料納付状況調査同意書
受付時期	随時受付。 SOS ネットワークは即日登録。損害賠償責任保険は審査から登録までに3週間程度お時間をいただきます。お早めにご相談ください。

<実際に行方不明になってしまった場合は…>

小山警察署または高齢生きがい課までご連絡ください。いつから所在不明になったのか、どのような服装だったかなどの状況をお伺いします。その上で、事前にご登録いただいた情報等を協力機関に提供し、可能な範囲で搜索の協力を依頼します。

●SOS ネットワークの流れ



<様子が気になる方を見つけたときの対応について>

- ①周りの様子を見まわし、安全を確保しましょう
 - ②優しく「どちらまで、お出かけですか」と声をかけてみましょう
 - ③手助けが必要な時は、できる範囲でお手伝いをお願いします
- ※解決できないときは、交番で聞いたり、110番に連絡したりしましょう

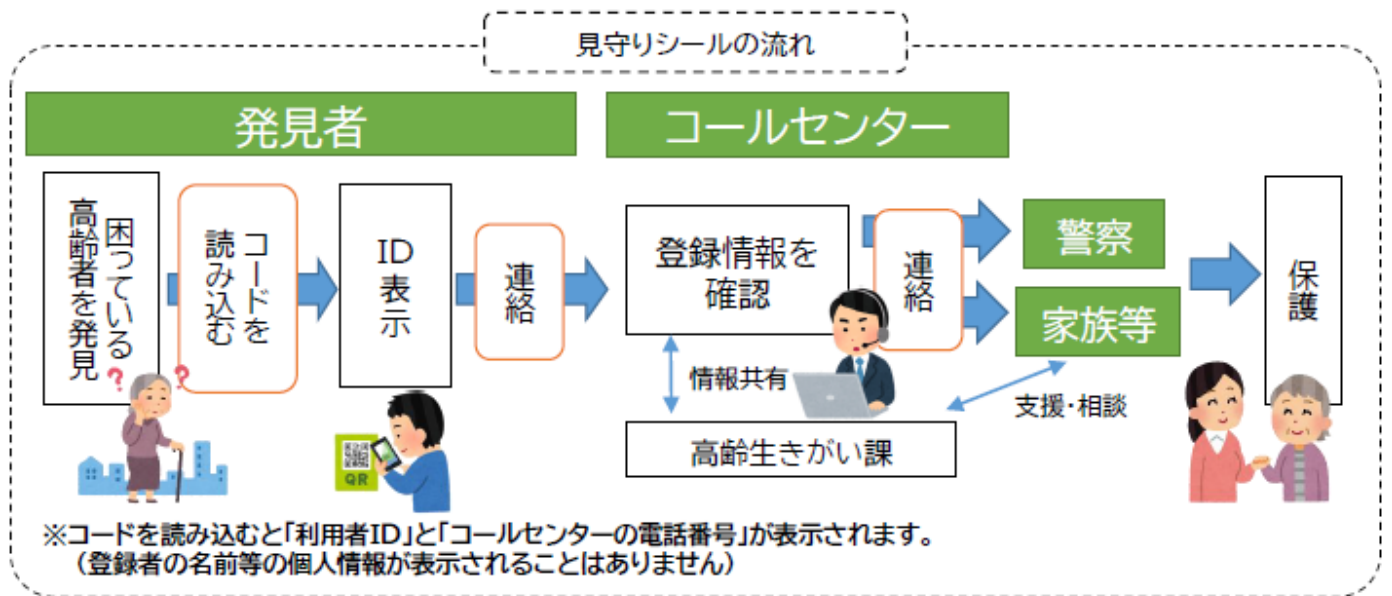


③徘徊高齢者見守りシール交付事業

衣服・靴・杖などに貼り付けることができる二次元コード付きシール(1シート分)を無料でお配りします。

登録者が行方不明になった際に、発見した方が携帯電話で読み取ると、ID が表示され、コールセンターの番号が表示されます。コールセンターからご家族へ連絡が届き、早期に身元確認・登録者の安全確保につなげる事業です。

対象者	SOSネットワーク登録者と同居または日常生活における見守り、介護等を行う市内に住所を有する家族等
交付内容	シールは1シート分を無料で配付。1シートは、布用(衣服にアイロン等で付けられるタイプのもの 32枚)または道具用(シール状で杖等に貼り付けられるタイプのもの 36枚)のどちらかをお選びいただきます。
申請方法	小山市徘徊高齢者等見守りシール交付申請書に必要事項をご記入いただき、高齢生きがい課へご提出ください。
受付時期	随時受付。発行までに 3 週間程度お時間をいただきます。



④徘徊高齢者探索機器利用費助成

ひとり歩き中に行方不明となった高齢者を早期発見できる機能を有する機器(GPS など)の利用費のうち、初期費用を助成します。

対象者	市内に住所を有し居住するひとり歩き行動のみられる(または、おそれのある)65歳以上の認知症高齢者を、在宅で介護している家族またはその支援者で、今まで助成を受けたことがない方
助成金額	利用費のうち、初期費用のみ 上限 7,560 円 ※助成の対象となる機器や費用などについての詳細は、高齢生きがい課にお問い合わせ下さい。
申請方法	機器の利用に関する契約書および初期費用の領収書または支払ったことが明らかになる書類を添付の上、高齢生きがい課までご提出ください。(利用月翌月から起算して 1 年以内に申請)

8. 高齢者の権利擁護について

◆高齢者の方が安心して生活を送れるために

在宅医療介護連携係 22-9853

①成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは…

成年後見制度とは認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方に対し、法的権限を与えられた後見人等が本人に代わり法律行為を行い、ご本人が安心して暮らせるように支援する制度です。また、本人の意思を尊重し、本人の希望に沿った支援が受けられることも特徴です。

【成年後見制度が必要になる時の例】

- ・認知症の親の施設入所費用の支払いのため、家族が親名義の定期預金を解約しようと銀行に行ったら、「本人でない」と解約できないと言われた
- ・訪問販売で不当に高額な商品を繰り返し買ってしまふ
- ・自分たちが亡くなった後、障がいのある子どもが心配 など

【支援内容】

介護サービス、施設入所の契約、不動産の管理・保存・処分、収入と支出の管理、必要のない高額な契約の取り消し など



【成年後見制度の種類】 成年後見制度には2つの制度があります。

法定後見制度

すでに判断能力が低下している方

家庭裁判所へ申立て

本人や配偶者、4親等以内の親族等が家庭裁判所に申立てを行います。

審判手続き 審問・調査・鑑定

審判

家庭裁判所が後見などの開始の審判をすると同時に、最も適任と思われる成年後見人等や監督人を選任します。

任意後見制度

判断能力が低下した時に備えたい方

後見人とその権限は、自分で決めることができます。

公証役場で手続き

任意後見人監督人選任の申立て

本人の判断能力が低下したら、家庭裁判所へ申立てを行い、任意後見監督人が選任されます。

成年後見制度利用開始

【法定後見制度と任意後見制度の違い】

	法定後見制度	任意後見制度
誰が後見人になるか	家庭裁判所が決める	自分で決める
後見人が支援する内容	家庭裁判所が決める	自分で決める
後見人への報酬額	家庭裁判所が決める	本人と後見人になる人と相談して決める
不要な契約を取り消す権利	必要があれば認められる	認められない

ポイント

- ・法定後見制度では、後見人等や支援の内容を家庭裁判所が決めるのに対して、任意後見制度では、自分で決めることができます。
- ・法定後見制度では、不必要な契約をした場合、状況によって取り消すことができますが、任意後見制度で出来ません。

●小山市が行っている成年後見制度利用支援事業

【市長申立】

後見人の申立ては、本人、配偶者、4親等以内の親族が行います。しかし、本人が申立てることができない、申立てる親族がいないなどの場合は、市長が申立人となって家庭裁判所へ申立てを行います。

【申立費用・後見人報酬の助成】

申立ての費用や後見人への報酬が支払えないなどの理由で、必要な方が制度を利用できない状況にならないよう申立費用や後見人への報酬の助成を行っています。

対象者：生活保護受給者、または費用を負担することが困難であると市長が認めた方 など

【市民後見人の養成】

高齢化に伴う成年後見制度の利用者増加のため、今後は専門職だけではなく、市民による成年後見人の受任の必要性が見込まれます。今後、社会貢献への高い意欲を持ち、専門性の高い研修を継続できる方を市民後見人として養成し、活動を支援できる体制を整備しています。

●相談先

制度利用の相談や申請、親族申立の支援など、社会福祉協議会と連携して行っています。

小山市社会福祉協議会 22-9545

高齢生きがい課 22-9853

「思いつむぎノート」(小山市版エンディングノート)

「万が一」に備えるだけでなく、今後もより豊かな人生を送ることを目的として記入していただくノートです。

また、いざというときに「本人はどのような最期を迎えたいか」を尊重して医療や介護の意思決定をしていただくため、ぜひ支援をしてくれる方々と内容について話し合ってみてください。



●配布場所

高齢生きがい課、小山市社会福祉協議会、各地区高齢者サポートセンター、各出張所

②高齢者虐待について

高齢者虐待とは…

高齢者虐待は大きく5つに区分されます。

①身体的
殴る蹴るなど暴行
など

②心理的
叱る・無視
など

③経済的
年金を勝手に使う
など

④性的
裸のまま放置
など

⑤介護放棄
(ネグレクト)
劣悪な環境で放置
など

こんなことも虐待です！

「認知症で迷子になるので、部屋から出さない」「失禁するので水分を控える」等

気づかずに「虐待」をしてしまうことも…自覚がない場合も少なくありません！

✓介護負担を抱え込んでいませんか？

高齢者の介護により心身ともに疲労し、追いつめられている場合もあれば、様々な理由で自分ではどうしようもなくなっていることも少なくありません。

✓ご近所同士でお話していますか？

ご近所に高齢者や介護をしている家族がいたら、見守りや声かけをして、地域からの孤立を防ぎましょう。



ひとりで抱え込まず、誰かに相談しましょう



●相談先

- ・各地区の高齢者サポートセンター(P79参照)にご連絡ください。
- ・その他、各種相談先

相談内容	相談窓口	受付	電話番号
消費生活相談	消費生活センター	平日 9:00～15:00 (水・土・日・祝日休)	22-3711
高齢者等の権利擁護	社会福祉協議会 (あすてらす おやま)	平日(土・日・祝日休)	22-5353
心配ごとの相談	社会福祉協議会	一般相談は要問合せ 弁護士相談要予約	22-9501
認知症の医療・介護相談	高齢生きがい課	平日(土・日・祝日休)	22-9853
精神保健の相談	県南健康福祉センター	平日(土・日・祝日休)	22-6192

※平日は 8:30～17:15 が受付時間となります。

9. 高齢者の相談窓口について

◆高齢者サポートセンター

地域支援係 22-9616

※「高齢者サポートセンター」は地域包括支援センターの愛称です。

「高齢者サポートセンター」は、高齢者の皆様が、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を続けられるよう、身近な相談場所として市内6か所に設置されています。

高齢者サポートセンターには、「主任ケアマネジャー」「社会福祉士」「保健師(看護師)」の3職種がおり、それぞれの専門分野を活かし、相談に応じています。

お住まいの地域ごとに担当する高齢者サポートセンターが決まっています。(P79参照)

主な業務内容

(1)総合相談支援 ～ さまざまな相談に対応します ～

医療、福祉、高齢者の生活全般にわたる幅広い相談を受け、必要なサービスや機関を紹介します。



(2)介護予防ケアマネジメント ～ 自立した生活を支援します ～

高齢者の皆様が自立して生活できるよう、心身の状況や、おかれている環境等に合わせた健康づくりや介護予防の取組ができるようお手伝いします。

(3)権利擁護 ～ 尊厳ある暮らしを守ります ～

悪質な訪問販売等による消費者被害の防止や高齢者虐待防止など、高齢者の人権や財産等を守るための支援をします。

(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援 ～ 地域の連携・協力体制を支えます ～

地域ボランティア活動の支援やケアマネジャーへの支援、医療機関との連携、ネットワークづくりにより、切れ目のない支援を提供できるような環境づくりをします。



例えばこんな時、ご相談ください！お電話いただければ、ご自宅まで訪問して、ご相談に応じます。

「足腰が弱ってきて…」

「運動教室みたいなのところに行ってみたい。」

「〇〇さん、家族から虐待を受けているみたいで

心配で…どうすればいいの？」

「最近、義父のもの忘れがひどくなってきた。

認知症だったらどうしよう。」

下記の業務にも取り組んでいます。

✿実態把握調査(高齢者のお宅訪問)

市民の方からの相談に応じるだけでなく、高齢者の方がいるお宅に訪問し、生活の様子を伺うことで、地域の実情を把握するとともに、お一人おひとりの状況に合わせて必要な支援をご提案します。

✿地域ケア会議

「地域ケア会議」では、地域の方(民生委員、ケアマネジャー、自治会長、サービス事業所、近隣の住民等)と一緒に、地域の状況、課題を共有し、地域の高齢者が安心して暮らせるために地域でできることは何かなどを話し合っていきます。

【 高齢者サポートセンター 一覧 】

名称	基幹型地域包括支援センター兼高齢者サポートセンター小山総合		
住所	中央町2丁目2番21号(旧保健福祉センター内1階)		
電話	22-3061	FAX	22-3062
担当地域	(小山)大字小山・若木町・花垣町・本郷町・城山町・中央町・宮本町・八幡町・天神町・神明町・駅東通り・稲葉郷・城北		
名称	高齢者サポートセンター 小山		
住所	神鳥谷 2251 番地 7(健康医療介護総合支援センター内)		
電話	31-0211	FAX	31-0212
担当地域	(小山)神鳥谷・東城南・西城南・外城・駅南町・三峯・神山・粟宮1丁目・粟宮2丁目・大字粟宮の一部(外城・宮内町自治会区域)		
名称	高齢者サポートセンター 大谷		
住所	犬塚二丁目 8 番地 12(犬塚駐在所跡地)		
電話	30-2421	FAX	30-2422
担当地域	(大谷)城東・土塔・犬塚・中久喜・塚崎・横倉新田・横倉・向原新田・雨ヶ谷新田・雨ヶ谷・田間・武井・東野田・南和泉		
名称	高齢者サポートセンター 間々田		
住所	間々田 1960 番地 1(間々田市民交流センター内1階)		
電話	41-2071	FAX	40-2072
担当地域	(間々田)間々田・千駄塚・大字粟宮の一部・西黒田・東黒田・南飯田・平和・乙女・暁・東間々田・美しが丘・南乙女 (生井)網戸・檜木・生良・上生井・下生井・白鳥 (寒川)鏡・押切・中里・寒川・迫間田		
名称	高齢者サポートセンター 美田		
住所	松沼 467 番地(豊田公民館内)		
電話	32-1881	FAX	32-1882
担当地域	(豊田)大本・小宅・黒本・島田・渋井・荒川・立木・卒島・今里・上初田・松沼・小薬(中)南小林・上泉・下泉・井岡・小袋・下河原田・生駒・大川島・下初田 (穂積)下国府塚・上国府塚・上石塚・下石塚・大行寺・萩島・石ノ上・塩沢・間中		
名称	高齢者サポートセンター 桑絹		
住所	羽川 858 番地 1(桑市民交流センター内1階)		
電話	30-0921	FAX	30-0922
担当地域	(桑)喜沢・三拝川岸・東島田・飯塚・南半田・羽川・荒井・出井・鉢形・北飯田・東山田・萱橋・向野・扶桑 (絹)田川・延島新田・延島・高椅・福良・中島・梁・中河原		

いくつになっても いきいき 小山



「いきいき安心ガイドブック」

2023年9月発行

発行: 小山市 高齢生きがい課

〒323-8686 小山市中央町1丁目1番1号 本庁舎 3階

TEL: 0285-22-9541 FAX: 0285-22-9543